

## II 規則、規程

|                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則<br>（平成24年9月27日平成24年度規則第1号）                       | 93  |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約約款規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第1号）                 | 116 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター免責の特約を付した災害共済<br>給付契約約款規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第2号）    | 118 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付審査委員会規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第3号）                | 121 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業アドバイザーの<br>委嘱に関する要綱<br>（平成25年3月29日平成24年度要綱第52号） | 123 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業運営協議会<br>議設置要綱<br>（平成25年3月29日平成24年度要綱第48号）      | 124 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付審査専門委員会<br>設置要綱<br>（平成17年3月15日平成16年度要綱第28号）       | 125 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業連絡協議会<br>設置要綱<br>（平成17年3月15日平成16年度要綱第29号）       | 127 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する<br>規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第6号）          | 129 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター障害等級認定の基準に関する<br>規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第7号）          | 181 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の決定に関す<br>る不服審査請求規程<br>（平成15年10月1日平成15年度規程第8号）   | 260 |
| ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地<br>調査要綱<br>（平成20年10月14日平成20年度要綱第22号）      | 263 |

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共  
済給付に関する文書の様式を定める要綱  
(令和4年12月19日令和4年度要綱第9号) ..... 267
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター情報システム管理規程  
(平成18年3月29日平成17年度規程第22号) ..... 303

# 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則

平成24年9月27日平成24年度規則第1号  
最近改正：令和5年3月7日令和4年度規則第9号

独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成15年度規則第2号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 事務所（第3条・第4条）
- 第3章 役員（第5条—第8条）
- 第4章 運営諮問会議及び外部有識者による委員会（第9条・第10条）
- 第5章 組織
  - 第1節 組織（第11条—第29条）
  - 第2節 組織の職制（第29条の2—第41条）
  - 第3節 自己評価及び内部統制（第42条—第44条）
- 第6章 顧問（第45条）
- 第7章 雑則（第46条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の組織及び運営については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「センター法」という。）その他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

〔参〕 独立行政法人通則法⇒P. 401

〔国〕 独立行政法人日本スポーツ振興センター法⇒P. 3

（組織運営の基本原則）

**第2条** センターは、法令及びこの規則の定めるところにより、機能的で柔軟な組織体制を整備し、適正かつ効率的・効果的な業務運営を行うものとする。

2 定員の配置は、業務内容・業務量に応じて弾力的に行うものとする。

## 第2章 事務所

（主たる事務所）

**第3条** センターは、主たる事務所を東京都に置く。

（従たる事務所等）

**第4条** センターは、従たる事務所として次に掲げる5支所を置く。

| 支所の名称 | 支所の所在地  |
|-------|---------|
| 仙台支所  | 宮城県仙台市  |
| 名古屋支所 | 愛知県名古屋市 |
| 大阪支所  | 大阪府大阪市  |
| 広島支所  | 広島県広島市  |
| 福岡支所  | 福岡県福岡市  |

2 国立登山研修所を富山県に置く。

### 第3章 役員

(理事長の任務)

**第5条** 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

(理事の任務及び業務分担)

**第6条** 理事は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理する。

2 理事の業務分担は、理事長が別に定める。

3 センター法第7条第2項で定める理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第7条⇒P. 4**

(監事の任務等)

**第7条** 監事は、センターの業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員会の設置等)

**第8条** センターに、役員会を置く。

2 理事長及び理事は、役員会を組織して、センターの組織及び業務運営に関し、別に定める重要事項について審議する。

3 監事は、役員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

4 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 運営諮問会議及び外部有識者による委員会

(運営諮問会議の設置)

**第9条** センターに、理事長の諮問に応じ、センターの業務運営に関し審議を行うとともに、理事長に対し、助言する運営諮問会議を置くことができる。

(外部有識者による委員会の設置等)

**第10条** センターに、業務の適正かつ円滑な実施に資するため、当該業務に関し学識経験のある外部の者で組織する委員会（以下この条において「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 組織

#### 第1節 組織

(センターの組織)

**第11条** センターに次の部署を置く。

- (1) 総務部
  - (2) 財務部
  - (3) 総合企画部
  - (4) デジタル推進室
  - (5) 広報室
  - (6) 施設部
  - (7) 国立競技場
  - (8) 国立代々木競技場
  - (9) スポーツ博物館
  - (10) ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「HPSC」という。）
    - ア ハイパフォーマンススポーツセンター運営部（以下「HPSC運営部」という。）
    - イ ハイパフォーマンス戦略部
    - ウ 国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）
      - (ア) 事務部
      - (イ) スポーツ科学・研究部
      - (ウ) スポーツ医学・研究部
    - エ 連携・協働推進部
    - オ 国際情報戦略部
    - カ ナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）
      - (11) 国立登山研修所
      - (12) スポーツ振興事業部
      - (13) 災害共済給付事業部
      - (14) スポーツ・インテグリティ・ユニット
      - (15) 監査室
- （総務部の組織及び所掌事務）

**第12条** 総務部に次の2課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 総務課
  - ア 総務部の業務の総合調整に関すること。
  - イ 規則等の制定及び改廃に係る総括調整に関すること。
  - ウ 公印の制定及び保管に関すること。
  - エ 独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）に基づく登記、争訟（労務に係るものを除く。）その他法律手続に関すること。
  - オ 公文書の管理に関すること。
  - カ 行政機関及び関係団体との連絡調整（政策・評価等に関するものを除く。）に関すること。
  - キ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく法人文書の開示等に関すること。
  - ク 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく個人情報の保護に関すること。
  - ケ 情報公開制度及び個人情報保護制度に係る訴訟に関すること。
  - コ 国民からの苦情、要望及び相談に係る事務の総括及び連絡調整に関すること。

- サ 外苑事務所の日常管理に関すること。
- シ アからサまでに掲げるもののほか、他の部等（第11条各号に定める組織をいう。以下同じ。）及び総務部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 人事課

- ア 理事の任免及び役員の報酬等に関すること。
- イ 職員の任免、分限、服務、表彰、懲戒、人事記録その他の人事管理に関すること。
- ウ 職員の給与に関すること。
- エ 職員の人材育成及び研修に関すること。
- オ 職員の出張に関すること。
- カ 福利厚生及び安全衛生に関すること。
- キ 労働組合に関すること。
- ク 労務に係る争訟に関すること。
- ケ 人事に係る事務の総括に関すること。

(財務部の組織及び所掌事務)

**第13条** 財務部に次の3課及び1主幹を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 主計課

- ア 財務部の業務の総合調整に関すること。
- イ センターの財務に係る総合調整に関すること。
- ウ 中期計画及び年度計画の予算の策定に関すること。
- エ センターにおける執行計画予算の策定及び予算の配賦に関すること。
- オ 寄附の受入れに関すること。
- カ アからオまでに掲げるもののほか、財務部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 経理課

- ア 金銭の出納保管に関すること。
- イ 債権の管理に関すること。
- ウ 財務諸表の作成その他決算に関すること。
- エ 資金計画の策定に関すること。
- オ 主たる事務所及び従たる事務所等（国立登山研修所を除く。）間の資金の調整に関すること。
- カ 会計・経理処理の審査及び指導に関すること。
- キ 税務に関すること。
- ク 資金管理に係る事務に関すること。

(3) 調達管財課

- ア 売買、賃借、請負その他の契約の手續に関すること。
- イ 資産及び物品の管理に関すること。
- ウ 資産台帳及び出資台帳の管理に関すること。
- エ 不動産の登記の手續に関すること。

(4) 資金管理主幹

- ア 経理区分ごとの資金の管理及び運用の基本方針に関すること。
- イ 資金の管理・運用に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。

- ウ 主務大臣の指定する有価証券及び金融機関の調整に関すること。
- エ 資金の時価評価に関すること。
- オ 資金の管理・運用に必要な調査研究に関すること。
- カ 資金運用に係る事務に関すること。
- キ 資金の借入れ・返済に関すること。

(総合企画部の組織及び所掌事務)

**第14条** 総合企画部に次の2課及び1主幹を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 経営管理課

- ア 総合企画部の業務の総合調整に関すること。
- イ センターの総合的な経営方針の企画及び立案に関すること。
- ウ 中期計画及び年度計画の策定及び評価に関すること。
- エ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号。以下「業務方法書」という。)の改廃に関すること。
- オ 内部統制の推進(リスク管理及びコンプライアンスの推進を含む。)に係る事務に関すること。
- カ 組織の改編に関すること。
- キ 役員会等、センター全体の経営に係る会議の運営に関すること。
- ク 役員の活動に係る直接支援及び環境の整備に関すること。
- ケ その他役員に関すること。
- コ センター全体に係る主務省との連絡調整に関すること。

(2) 連携企画課

- ア 国内関係機関等との連携促進に係る企画、立案及び実施に関すること。
- イ 各部署連携による業務成果の促進を目的とした企画、立案及び実施に関すること。
- ウ 総合企画部連携企画課における第28条第2項第4号及び第7号から第9号までの事務に関すること。

(3) 内部統制推進主幹

- ア 内部統制の推進に係る総括に関すること。
- イ リスク管理委員会その他リスク管理の総括に関すること。
- ウ コンプライアンスの推進(適正な契約手続の確認を含む。)に係る総括に関すること。

(デジタル推進室の所掌事務)

**第15条** デジタル推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) デジタル技術を活用したセンターの情報化推進への充実及び発展に関すること。
- (2) 情報システムの企画及び開発の総合調整に関すること。
- (3) 情報システムの整備及び管理に係る指示、調整及び支援を行うこと。
- (4) 情報セキュリティ対策の総括に関すること。
- (5) 映像技術及び情報技術のサポート及び成果の普及に関すること。

(広報室の所掌事務)

**第16条** 広報室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報・PR戦略の企画及び推進に関すること。

- (2) 広報活動に関し必要な情報の収集及び整理に関すること。
  - (3) 報道機関とのコミュニケーション及びパブリシティー活動に関すること。
  - (4) オフィシャルホームページ、ソーシャルメディア、年次パンフレット等を活用した情報発信に関すること。
  - (5) インナー広報に関すること。
  - (6) 危機管理広報に関すること。
- (施設部の組織及び所掌事務)

**第17条** 施設部に次の5課を置き、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設企画課
    - ア 施設部の業務の総合調整に関すること。
    - イ 施設の長寿命化に関する中期的な取組の方向性及び長期修繕計画の作成に関すること。
    - ウ 施設の整備（整備の実施に係る計画並びに設計・調査及び工事監理をいう。以下この条において同じ。）に関すること（他の部等及び施設部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
    - エ 他の部等が実施する施設の整備に係る技術的支援に関すること（設備整備課の所掌に属するものを除く。）。
    - オ その他施設部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。
  - (2) 設備整備課
    - ア 電気設備及び機械設備の整備に関すること（他の部等及び施設部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
    - イ 他の部等が実施する電気設備又は機械設備の整備に係る技術的支援に関すること。
  - (3) 新ラグビー場企画調整課
    - ア 神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る関係機関等との協議及び総合調整に関すること。
    - イ その他新ラグビー場施設計画課及び新ラグビー場運営計画課の所掌に属さない神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に係る事務に関すること。
  - (4) 新ラグビー場施設計画課
    - 新ラグビー場の整備に関すること（施設部の他の課の所掌に属するものを除く。）。
  - (5) 新ラグビー場運営計画課
    - 新ラグビー場の運営計画に関すること。
- (国立競技場の組織及び所掌事務)

**第18条** 国立競技場に次の3課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 運営調整課
  - ア 国立競技場の業務の総合調整に関すること。
  - イ H P S Cとの連携に係る連絡調整に関すること。
  - ウ 利用団体その他の関係団体との連絡調整に関すること。
  - エ 国内外のスポーツ施設及びスポーツ施設におけるスポーツの振興に係る調査研究及び情報提供の実施計画に関すること。
  - オ 警備及び消防に関すること。



- カ 施設の運営に係る官公庁等との連絡調整に関すること。
- キ 利用料等の出納に関すること。
- ク 現金の保管に関すること。
- ケ その他国立競技場の他の課の所掌に属さない事務に関すること。
- (2) 企画課
  - ア 国立競技場の業務運営に係る企画及び立案に関すること。
  - イ 国立競技場の業務運営に係る法務に関すること。
  - ウ 国立競技場の業務運営に係る広報及び情報公開に関すること。
  - エ アからウまでに掲げる業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) 事業課
  - ア 国立競技場における施設の利用及び利用の促進に関すること。
  - イ 国立競技場におけるスポーツの振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
  - ウ 国立競技場における施設の利用に係る営業に関すること。
  - エ 国立競技場における施設の年間利用計画の策定に関すること。
  - オ 国立競技場の施設利用料の調定及び徴収に関すること。
  - カ 国立競技場におけるHPSCとの連携事業に関すること。
  - キ 国立競技場における共催事業の実施に関すること。
  - ク 国立競技場の利用計画の実施に係る総合調整に関すること。
  - ケ 国立競技場の施設管理運営に係る委託業務に関すること。
  - コ 国内外のスポーツ施設及びスポーツ施設におけるスポーツの振興に係る調査研究及び情報の提供の実務に関すること。
  - サ 国立競技場の施設、設備、物品及び園地の日常管理に関すること。
  - シ 国立競技場の店舗に関すること。
  - ス 国立競技場のスポーツターフに係る保守管理計画の策定及び実施に関すること。
  - セ 国立競技場のスポーツターフの保守管理技術に係る調査研究及び情報の提供に関すること。

(国立代々木競技場の組織及び所掌事務)

**第18条の2** 国立代々木競技場に次の2課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 運営調整課
  - ア 国立代々木競技場の業務の総合調整に関すること。
  - イ HPSCとの連携に係る連絡調整に関すること。
  - ウ 利用団体その他の関係団体との連絡調整に関すること。
  - エ 国内外のスポーツ施設及びスポーツ施設におけるスポーツの振興に係る調査研究及び情報提供の実施計画に関すること。
  - オ 警備及び消防に関すること。
  - カ 施設の運営に係る官公庁等との連絡調整に関すること。
  - キ 利用料等の出納に関すること。
  - ク 現金の保管に関すること。
  - ケ その他国立代々木競技場の他の課の所掌に属さない事務に関すること。
- (2) 事業課
  - ア 国立代々木競技場における施設の利用及び利用の促進に関すること。

- イ 国立代々木競技場におけるスポーツの振興に係る事業の企画及び実施に関すること。
  - ウ 国立代々木競技場における施設の利用に係る営業に関すること。
  - エ 国立代々木競技場における施設の年間利用計画の策定に関すること。
  - オ 国立代々木競技場の施設利用料の調定及び徴収に関すること。
  - カ 国立代々木競技場におけるHPSCとの連携事業に関すること。
  - キ 国立代々木競技場における共催事業の実施に関すること。
  - ク 国立代々木競技場の利用計画の実施に係る総合調整に関すること。
  - ケ 国立代々木競技場の施設管理運営に係る委託業務に関すること。
  - コ 国内外のスポーツ施設及びスポーツ施設におけるスポーツの振興に係る調査研究及び情報の提供の実務に関すること。
  - サ 国立代々木競技場の施設、設備、物品及び園地の日常管理に関すること。
  - シ 国立代々木競技場の店舗に関すること。
- (スポーツ博物館の所掌事務)

**第19条** スポーツ博物館においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 秩父宮記念スポーツ博物館の管理及び運営に関すること。
  - (2) 附属図書館の管理及び運営に関すること。
  - (3) 特別展示、通常陳列等の企画、立案及び実施に関すること。
  - (4) スポーツに係る資料の収集、整理、保存及び貸出しに関すること。
- (HPSC運営部の組織及び所掌事務)

**第20条** HPSC運営部に次の4課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 運営調整課
  - ア HPSCの業務の総合調整に関すること。
  - イ HPSCに係る業績評価委員会に関すること。
  - ウ 官公庁その他関係団体との連絡調整に関すること。
  - エ 警備及び消防に関すること。
  - オ 非常勤職員の採用・退職等に係る手続に関すること。
  - カ HPSCにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。
  - キ アからカまでに掲げるもののほか、HPSC運営部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。
- (2) 会計課
  - ア HPSC各部等の予算案の調整に関すること。
  - イ HPSC各部等の執行予算の調整に関すること。
  - ウ HPSC運営部の予算案の作成に関すること。
  - エ HPSC運営部の執行予算の管理に関すること。
  - オ 科学研究費補助金等の経理事務に関すること。
  - カ 売買、賃借、請負その他の契約の手続に関すること。
  - キ 利用料等の出納に関すること。
  - ク 現金の保管及び小口現金に関すること。
- (3) 施設管理課
  - ア 施設、設備及び園地の日常管理に関すること。

イ 物品の管理に関すること。

(4) 事業課

ア 施設管理運営に係る委託業務に関すること。

イ スポーツターフの保守管理計画の策定及び実施に関すること。

ウ 施設の利用及び利用の促進に関すること。

エ スポーツの振興に係る事業の企画及び実施に関すること。

オ 施設の運営に関すること。

カ 施設の年間利用計画の策定及び実施に係る総合調整に関すること。

キ 利用団体等との連絡調整に関すること。

ク 施設利用料の調定及び徴収に関すること。

(ハイパフォーマンス戦略部の組織及び所掌事務)

**第20条の2** ハイパフォーマンス戦略部に次の3課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 事業支援課

ア ハイパフォーマンス戦略部の業務運営に係る調整に関すること。

イ ハイパフォーマンス戦略部における第28条第2項第3号及び第6号から第9号までの事務に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、ハイパフォーマンス戦略部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 開発課

ア アスリート育成パスウェイ構築への支援に関すること。

イ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(3) 戦略課

ア 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「J O C」という。)、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「J P C」という。)、中央競技団体等との協働に関すること。

イ 中央競技団体の強化戦略プランの実効化への支援に関すること。

ウ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(J I S S事務部の組織及び所掌事務)

**第20条の3** 事務部に次の3課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 事業支援課

ア J I S Sの業務運営に係る調整に関すること。

イ J I S Sにおける第28条第2項第3号、第6号及び第8号の事務に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、J I S Sの他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 事業推進課

ア J I S Sにおける支援事業及び研究事業の実施に係る事務に関すること。

イ 科学研究費助成事業その他研究に係る外部資金の受入に関すること。

ウ 競争的資金等の不正防止に関すること。

- エ 受託研究及び共同研究の受入に関すること。
- オ 倫理審査委員会の庶務に関すること。
- カ J I S Sにおける第28条第2項第7号及び第9号に関すること。

(3) 医事課

- ア スポーツ医学・研究部スポーツクリニックの業務運営に係る総合調整に関すること。
- イ スポーツ医学・研究部スポーツクリニックの事業の実施に係る事務に関すること。

(J I S S スポーツ科学・研究部の組織及び所掌事務)

**第20条の4** スポーツ科学・研究部に次の2課を置き、それぞれ次の業務をつかさどる。

(1) スポーツ科学課

- ア スポーツ医・科学、情報サポートに関すること。
- イ アに掲げる業務に係る成果の普及に関すること。
- ウ 国立競技場及び国立代々木競技場との連携に関すること。
- エ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(2) スポーツ研究課

- ア スポーツ医・科学、情報研究に関すること。
- イ アに掲げる業務に係る研究成果の普及に関すること。
- ウ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(J I S S スポーツ医学・研究部の組織及び所掌事務)

**第20条の5** スポーツ医学・研究部に次の1クリニック及び1課を置き、それぞれ次の業務をつかさどる。

(1) スポーツクリニック

- ア メディカルチェックに関すること。
- イ スポーツ外傷・障害及び疾病に対する診療に関すること。
- ウ スポーツ医学・臨床研究に関すること。
- エ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(2) コンディショニング課

- ア コンディショニング(アスレティック・リハビリテーション、トレーニング、栄養、心理)に関すること。
- イ スポーツ医学・臨床研究に関すること。
- ウ H P S Cにおける連携・協働推進部及び国際情報戦略部との連携に関すること。

(連携・協働推進部の組織及び所掌業務)

**第21条** 連携・協働推進部に次の2課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 地域H P S C推進課

- ア ハイパフォーマンススポーツにおける各地域のスポーツ医・科学センター、大学等の関係機関とのネットワークに関すること。

イ ハイパフォーマンススポーツに関するHPSCの知見の地域への展開、普及及び還元に関すること。

ウ 連携・協働推進部における第28条第2項第3号及び第6号から第9号までの事務に関すること。

エ アからうまでに掲げるもののほか、連携・協働推進部の他の課等の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 産学協働推進課

ア HPSCにおける民間企業、大学等との連携を通じた研究活動等の活性化に資する渉外、調整及び支援に関すること。

イ HPSCにおける広報及び情報発信の企画、立案及び推進に関すること。

ウ HPSCの知的財産に係る業務全般の統括に関すること。

エ アからうまでに掲げるもののほか、HPSCの他の部等の所掌に属さないHPSCの機能強化に関すること。

(国際情報戦略部の組織及び所掌業務)

**第21条の2** 国際情報戦略部に次の2課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 事業支援課

ア 国際情報戦略部の業務運営に係る調整に関すること。

イ 国際情報戦略部の行う会議の庶務に関すること。

ウ 国際情報戦略部における第28条第2項第3号及び第6号から第9号までに関すること。

エ アからうまでに掲げるもののほか、国際情報戦略部の他の課等の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 事業企画推進課

ア ハイパフォーマンススポーツ等に関する国内外の情報の収集、分析、蓄積及び展開に関すること。

イ 海外拠点及び国際ネットワークに関すること。

ウ ア及びイに掲げる業務を通じた国内外の人材の活用、育成等の取組に関すること。

エ アからうまでに掲げる業務等に係る国内外の関係機関との連携及び協力に関すること。

オ その他国際情報戦略部に特に必要となる取組に関すること。

(NTCの組織及び所掌事務)

**第22条** NTCに施設長を置き、次の事務をつかさどる。

(1) NTCの運営の総括に関すること。

(国立登山研修所の所掌事務)

**第23条** 国立登山研修所においては、次の事務をつかさどる。

(1) 登山の指導者等の研修に関すること。

(2) 登山に関する調査研究に関すること。

(3) 施設利用及び利用料等の徴収に関すること。

(4) 官公庁等との連絡調整に関すること。

(5) 売買、賃借、請負その他の契約の手続に関すること。

(6) 現金の保管に関すること。

- (7) 施設、設備、物品及び園地の日常管理に関すること。
  - (8) 施設の工事の監理に関すること。
  - (9) その他国立登山研修所の業務に関すること。
- (スポーツ振興事業部の組織及び所掌事務)

**第24条** スポーツ振興事業部に次の7課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 運営調整課

- ア スポーツ振興事業部の業務の総合調整に関すること。
- イ スポーツ振興投票業務に係る予算案の作成に関すること。
- ウ スポーツ振興投票業務に係る執行予算の管理に関すること。
- エ スポーツ振興事業部に係る資金の借入れ、返済、運用及び管理に関すること。
- オ スポーツ振興事業部に係る寄附金の募集及び管理に関すること。
- カ スポーツ振興事業部の開催する会議の庶務に関すること。
- キ スポーツ振興投票等業務固有の契約の締結に関すること。
- ク スポーツ振興投票に係る商標等の申請・登録に関すること。
- ケ スポーツ振興投票券の決済に関すること。
- コ スポーツ振興投票に係る払戻金及び返還金の交付に関すること。
- サ その他スポーツ振興事業部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 事業企画運営課

- ア スポーツ振興投票の企画及び立案に関すること。
- イ スポーツ振興投票の種類及び対象となる試合又は競技会の数の組み合わせに  
ついての企画、立案及びその実施に係る連絡調整に関すること。
- ウ スポーツ振興投票に係る調査研究に関すること。
- エ スポーツ振興投票業務の委託に関すること。
- オ スポーツ振興投票の対象となる試合又は競技会の指定に関すること。
- カ スポーツ振興投票の運営に関すること。
- キ スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）との連絡調整  
に関すること。
- ク スポーツ振興投票に係る会員事務局及びコンタクトセンターの管理に関する  
こと。
- ケ その他スポーツ振興投票に関すること（他の課等の所掌に属するものを除  
く。）。

(3) 販売推進課

- ア スポーツ振興投票に係る広告宣伝に関すること。
- イ スポーツ振興投票に係る広報及び情報の提供に関すること（他の課の所掌に  
属するものを除く。）。
- ウ スポーツ振興投票に係る販売及び払戻しに関すること（運営調整課の所掌に  
属するものを除く。）。
- エ スポーツ振興投票に係る販売の促進に関すること。
- オ スポーツ振興投票に係る物流に関すること。
- カ スポーツ振興投票に係る会員に関すること。

(4) システム企画課

- ア スポーツ振興投票券の発売、払戻し、集計等に係るコンピュータシステム

(以下「投票券の販売等システム」という。)の企画、立案、構築及び運用管理に関すること。

イ 投票券の販売等システムの中・長期的な企画及び開発に係る総合調整に関すること。

(5) 支援企画課

ア スポーツ振興事業助成の企画、立案及び調整に関すること。

イ 助成審査委員会に関すること。

ウ スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対する助成金の交付に関すること。

(ア) スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う次に掲げる活動(支援第一課の所掌に属するものを除く。)

1) 合宿

2) 対抗試合に係るチームの派遣又は招致

3) 国内におけるスポーツの最高峰のリーグの運営

(イ) 国際的又は全国的な規模のスポーツ競技会、研究集会又は講習会の開催

エ 優秀なスポーツの選手又は指導者が行う次に掲げる活動に対する助成金の交付に関すること。

(ア) 自ら行う計画的なスポーツに関する競技技術の向上を図るための活動

(イ) 海外留学等海外において行うスポーツに関する競技技術の向上を図るための活動

オ 優秀なスポーツの選手が受ける職業又は實際生活に必要な能力を育成するための学校教育又はこれに相当する社会教育に対する助成金の交付に関すること。

カ 国際的に卓越したスポーツ活動に関し専門的な知識、豊富な経験等を有する者が適切な計画に基づいて行うその活動に対する助成金の交付に関すること。

キ スポーツ団体が行う機構の社員の保有するサッカーチーム又はバスケットボールチームの選手に対する他の職業に就くために必要な知識技能に関する研修、大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における生活に関する相談その他の職業及び生活の安定に資するための事業に対する助成金の交付に関すること。

ク 地方公共団体又はスポーツ団体が行う主として競技力向上を目的にした次に掲げる事業に対する助成金の交付に関すること(支援第二課の所掌に属するものを除く。)

(ア) スポーツ教室、競技会等のスポーツ行事

(イ) 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における(ア)に掲げる事業に対する支援

(ウ) スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者に対する研修等及び医療従事者等の派遣

(エ) スポーツの指導者、審判員その他スポーツを支援する者の養成及び資質の向上、スポーツ団体の運営基盤の強化、スポーツに係る国際的な交流及び貢献並びにスポーツに関する調査研究

(オ) 特定事業の開催

(カ) その他スポーツの振興を目的とする事業

ケ ウからクまでの規定による助成金に関連する専門的又は技術的な助言、情報

の提供その他必要な援助に関すること。

- コ 助成金の交付に係るコンピュータシステムの構築及び運用管理に関すること。
- サ 収益の使途に係る広報及び情報の提供に関すること。

(6) 支援第一課

ア スポーツ団体が行う、スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う次に掲げる活動に対する助成金の交付に関すること（支援企画課の所掌に属するものを除く。）。

- (ア) 合宿
- (イ) 対抗試合に係るチームの派遣又は招致
- (ウ) 指導者の設置
- (エ) その他競技水準の向上のための必要な活動

イ アの規定による助成金に関連する専門的又は技術的な助言、情報の提供その他必要な援助に関すること。

(7) 支援第二課

ア 地方公共団体又はスポーツ団体が行う主として地域スポーツの振興を目的とした次に掲げる事業に対する助成金の交付に関すること（支援企画課の所掌に属するものを除く。）。

- (ア) 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設（設備を含む。以下この号において同じ。）の整備
- (イ) スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備
- (ウ) 冷房設備、暖房設備、照明設備その他のスポーツを行う者の安全の確保に資するために必要な設備の整備（(ア)及び(イ)に掲げるものを除く。）
- (エ) スポーツ教室、競技会等のスポーツ行事並びに青少年の心身の健全な発達及び体力の保持増進を目的とする地域におけるスポーツ活動
- (オ) 大規模な災害、テロリズム又は感染症等が発生した場合における(エ)に掲げる事業に対する支援
- (カ) スポーツを行う者の安全を確保するために行われる医療従事者等に対する研修等及び医療従事者等の派遣
- (キ) スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツ団体の運営基盤の強化、スポーツに係る国際的な交流及び貢献並びにスポーツに関する調査研究
- (ク) 特定事業の開催
- (ケ) その他スポーツの振興を目的とする事業

イ アの規定による助成金に関連する専門的又は技術的な助言、情報の提供その他必要な援助に関すること。

(災害共済給付事業部の組織及び所掌事務)

**第25条** 災害共済給付事業部に次の16課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 運営調整課

ア 災害共済給付事業部の業務の総合調整に関すること。



- イ 災害共済給付事業の実施体制の整備に関すること。
- ウ 災害共済給付に係る資金等の総合調整に関すること。
- エ 行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- オ 災害共済給付事業運営会議、災害共済給付事業運営協議会及び災害共済給付事業連絡協議会に関すること。
- カ 第3項に掲げる東京給付課の担当地域における都道府県教育委員会その他関係機関との連絡調整に関すること。
- キ その他災害共済給付事業部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 共済企画課

- ア 災害共済給付（附帯業務を含む。）の基準並びにその運用及び取扱方針の策定に関すること。
- イ 損害賠償の請求権の行使に関すること。
- ウ 不服審査請求に関すること。
- エ 災害共済給付に係る訴訟に関すること。
- オ 災害共済給付審査委員会に関すること。
- カ 災害共済給付事業部が保有する災害共済給付に係る情報の公開及び提供に関すること。
- キ その他災害共済給付に係る必要な事項に関すること。

(3) 調査課

- ア 災害共済給付から得られた災害事例の収集、整理及び分析に関すること。
- イ 学校等における事故防止調査研究委員会に関すること。
- ウ 学校等における事故防止に関する調査研究の成果の普及に関すること。
- エ アからうまでに掲げる業務に係る情報の公開及び提供に関すること。
- オ 取材及び視察等（広報室との連携）に関すること。
- カ 第3項に掲げる東京給付課の担当地域に係る学校等における事故防止の取組に対する支援の実施に関すること。
- キ その他学校等における事故防止の取組に対する支援に係る必要な事項に関すること。

(4) システム課

- ア 災害共済給付事業に係るシステム（以下「災害共済システム」という。）の企画、立案及び構築に関すること。
- イ 災害共済システムの中・長期的な企画及び開発に係る総合調整に関すること。
- ウ 災害共済システムの管理及び運用に関すること。

(5) 給付管理課

- ア 災害共済給付契約（これに付する免責の特約を含む。）の締結状況の把握に関すること。
- イ 災害共済給付に係る醜状障害の等級認定に関すること。
- ウ 災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査における指導及び支援に関すること。
- エ 免責特約勘定から災害共済給付勘定への繰入れの額の決定に関すること。
- オ 研修等、災害共済給付制度の運用に係る人材育成に関すること。
- カ 災害共済給付の支給状況の把握に関すること。

- キ 災害共済給付審査専門委員会の規定に関する事。
  - ク 災害共済給付に係る実地調査の規定に関する事。
  - ケ その他災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査及び支給に係る必要な事項に関する事。
- (6) 東京給付課
- ア 災害共済給付契約（これに付する免責の特約を含む。）の締結に関する事。
  - イ 共済掛金の収納に関する事。
  - ウ 災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査及び支給に関する事。
  - エ 災害共済給付審査専門委員会に関する事。
  - オ 災害共済システムの運用に関する事。
  - カ 不服申出の受理及び共済企画課への回送に関する事。
  - キ 業務方法書第36条第1号から第3号までに掲げる業務に関する事。
  - ク 学校等における事故防止の取組に対する支援の実施に関する事。
- (7) 仙台業務推進課
- ア 都道府県教育委員会その他関係機関との連絡調整に関する事。
  - イ 関係法令等により担当地域において行う必要がある手続等に関する事。
  - ウ 災害共済給付事業運営協議会及び災害共済給付事業連絡協議会に関する事。
  - エ 会議等の庶務に関する事。
  - オ 学校等における事故防止の取組に対する支援及び実施に関する事。
  - カ 災害共済システムを活用した統計情報及び災害事例情報の提供に関する事。
  - キ 勤務時間、休暇等に係る庶務に関する事。
  - ク 出張に関する事。
  - ケ 予算に関する事。
  - コ 売買、賃借、請負その他の契約の手続に関する事。
  - サ その他第3項に掲げる担当地域に係る給付課の所掌に属さない事務に関する事。
- (8) 仙台給付課
- ア 災害共済給付契約（これに付する免責の特約を含む。）の締結に関する事。
  - イ 共済掛金の収納に関する事。
  - ウ 災害共済給付に係る給付金の支払請求の審査及び支給に関する事。
  - エ 災害共済給付審査専門委員会に関する事。
  - オ 災害共済システムの運用に関する事。
  - カ 不服申出の受理及び共済企画課への回送に関する事。
  - キ 業務方法書第36条第1号から第3号までに掲げる業務に関する事。
  - ク 学校等における事故防止の取組に対する支援の実施に関する事。
- (9) 名古屋業務推進課
- 第7号に掲げる業務と同じ。
- (10) 名古屋給付課
- 第8号に掲げる業務と同じ。
- (11) 大阪業務推進課
- 第7号に掲げる業務と同じ。
- (12) 大阪給付課

第8号に掲げる業務と同じ。

(13) 広島業務推進課

第7号に掲げる業務と同じ。

(14) 広島給付課

第8号に掲げる業務と同じ。

(15) 福岡業務推進課

第7号に掲げる業務と同じ。

(16) 福岡給付課

第8号に掲げる業務と同じ。

**四 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第36条⇒P. 81**

- 2 前項第7号から第16号までに掲げる課は、第4条の事務所において、事務を行う。
- 3 第1項第6号から第16号までに掲げる課の担当地域は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

| 課名              | 担当地域                                     |
|-----------------|------------------------------------------|
| 東京給付課           | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 仙台業務推進課、仙台給付課   | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県              |
| 名古屋業務推進課、名古屋給付課 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県              |
| 大阪業務推進課、大阪給付課   | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                 |
| 広島業務推進課、広島給付課   | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県      |
| 福岡業務推進課、福岡給付課   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県         |

(スポーツ・インテグリティ・ユニットの組織及び所掌事務)

**第26条** スポーツ・インテグリティ・ユニットに次の2課を置き、それぞれ次の事務をつかさどる。

(1) 運営調整課

- ア スポーツ・インテグリティ・ユニットの業務の総合調整に関すること。
- イ 日本アンチ・ドーピング規律パネルの運営に関すること。
- ウ スポーツ団体におけるガバナンス及びコンプライアンスに対する支援に関すること(インテグリティ推進課の所掌に属するものを除く。)
- エ アからウまでに掲げるもののほか、スポーツ・インテグリティ・ユニットの他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) インテグリティ推進課

- ア アンチ・ドーピング活動に係る調査に関すること。

独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則

- イ アンチ・ドーピング活動に係る関係機関との連携及び広報に関すること。
- ウ スポーツ・インテグリティの保護・強化に関する国内外の情報の収集、分析及び提供に関すること。
- エ スポーツ団体におけるガバナンス及びコンプライアンスに対する支援に関すること（運営調整課の所掌に属するものを除く。）。
- オ スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査業務に関すること。
- カ その他アンチ・ドーピング活動の推進に係る業務及びスポーツ・インテグリティの確保に係る業務に関すること。

（監査室の所掌事務）

**第27条** 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査の実施に関すること。
- (2) 監事との連携及び監事監査の補助に関すること。
- (3) 会計監査人候補者の選定及び会計監査人との連携に関すること。
- (4) 会計検査院との連絡調整に関すること。
- (5) その他監査に関すること。

（連絡担当課）

**第28条** 第12条から前条までに定める組織のうち、次に掲げる課、室、スポーツ博物館及び国立登山研修所（以下「連絡担当課」と総称する。）が、部等内及び他の部署との連絡調整に当たるものとする。

| 部等                | 連絡担当課         |
|-------------------|---------------|
| 総務部               | 総務課           |
| 財務部               | 主計課           |
| 総合企画部             | 経営管理課         |
| デジタル推進室           | デジタル推進室       |
| 広報室               | 広報室           |
| 施設部               | 施設企画課         |
| 国立競技場             | 運営調整課         |
| 国立代々木競技場          | 運営調整課         |
| スポーツ博物館           | スポーツ博物館       |
| HPSC              | HPSC運営部 運営調整課 |
| 国立登山研修所           | 国立登山研修所       |
| スポーツ振興事業部         | 運営調整課         |
| 災害共済給付事業部         | 運営調整課         |
| スポーツ・インテグリティ・ユニット | 運営調整課         |
| 監査室               | 監査室           |

- 2 前項の連絡担当課は、当該部等の次の事務をつかさどる。
  - (1) 中期計画、業務実績報告の立案に関すること。
  - (2) 業務実績の内部評価に関すること。
  - (3) 規則等の制定及び改廃に関すること。
  - (4) 取材及び視察等（広報室との連携）に関すること（国立競技場運営調整課、スポーツ振興事業部運営調整課及び災害共済給付事業部運営調整課を除く。）。
  - (5) 保有する情報の公開及び提供に関すること（国立競技場運営調整課及び災害共済給付事業部運営調整課を除く。）。
  - (6) 勤務時間、休暇等に係る庶務に関すること。
  - (7) 出張に関すること。
  - (8) 予算案の作成に関すること。
  - (9) 執行予算の管理に関すること。
- 3 H P S C 運営部運営調整課においては、前項各号の事務のうち、H P S C 各部の事業支援課、事業推進課及び地域 H P S C 推進課が所掌する第 3 号及び第 6 号から第 9 号まで並びに会計課が所掌する第 8 号及び第 9 号の事務を除く。
- 4 総合企画部経営管理課においては、前項各号の事務のうち、同部連携企画課が所掌する同課における第 4 号及び第 7 号から第 9 号までの事務を除く。

**第 2 9 条** この節の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、臨時に、所掌事務を変更し、又は追加することができるものとする。

## 第 2 節 組織の職制

(審議役)

**第 2 9 条の 2** センターに、必要に応じ、審議役を置く。

- 2 審議役は、理事長を補佐し、特に必要な場合は、理事長の命を受け、特別の事務を総括整理する。

(部長、場長、館長及びユニット長)

**第 3 0 条** 部に部長を置き、国立競技場及び国立代々木競技場に場長を置き、スポーツ博物館に館長を置き、スポーツ・インテグリティ・ユニットにユニット長を置く。

- 2 部長、場長、館長及びユニット長（以下「部長等」という。）は、上司の命を受け、当該部、場、館及びユニットの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(企画調整役)

**第 3 0 条の 2** 部等に、企画調整役を必要に応じ、置く。

- 2 企画調整役は、上司の命を受け、部等の業務を整理する。

(支所長)

**第 3 1 条** 従たる事務所の支所に支所長を置く。

- 2 支所長は、支所を代表することを要する業務及び担当する地域における職員の安全衛生、環境等の業務を管理する。

(推進役、調整役、副館長及び業務管理役)

**第 3 2 条** 部等に推進役又は調整役を、スポーツ博物館に副館長を、災害共済給付事業部に業務管理役を必要に応じ、置く。

- 2 推進役、調整役及び副館長は、部長等又は室長を補佐し、部等の事務を整理する。
- 3 業務管理役は、災害共済給付事業部長を補佐し、次に掲げる事務を掌理する。
  - (1) 第 2 5 条第 1 項第 5 号から第 1 6 号までに掲げる課の業務運営に関すること。

(2) その他災害共済給付事業部に係る業務運営に関すること。

(室長)

**第33条** 室に、室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、当該室の事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。

(国立登山研修所長)

**第34条** 国立登山研修所に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、国立登山研修所の事務を掌理し、所属の職員を指導監督する。

(課長、グループ長及び主幹)

**第35条** 課、室、グループ、スポーツ博物館及びクリニック（以下「課等」という。）に、それぞれ課長、グループ長又は主幹を置く。

2 課長、グループ長及び主幹は、上司の命を受け、当該課等の事務を処理し、所属の職員を指揮監督する。

(部等付主幹)

**第36条** 部等に必要に応じ、部等付の主幹を置く。

2 前項に定める主幹は、上司の命を受け当該部等の事務を処理する。

(室長補佐、課長補佐及び主任専門職)

**第37条** 課等に、必要に応じ、室長補佐、課長補佐又は主任専門職を置く。

2 室長補佐、課長補佐及び主任専門職は、室長、課長又は主幹を補佐し、当該課等の事務を整理する。

(係長、専門職及び主任)

**第38条** 課等に、別に定めるところにより、係を置き、係に係長を置く。

2 課等に、必要に応じ専門職を置く。

3 課等に、必要に応じ主任を置く。

4 係長は、上司の命を受け、当該係の事務を処理する。

5 専門職は、上司の命を受け、専門的知識を必要とする事務の処理に当たる。

6 主任は、係長又は専門職を補佐し、事務を処理する。

(ハイパフォーマンススポーツセンター長)

**第38条の2** HPSCにハイパフォーマンススポーツセンター長（以下「HPSCセンター長」という。）を置く。

2 HPSCセンター長は、上司の命を受け、HPSCの業務全体を掌理する。

(国立スポーツ科学センター所長、ナショナルトレーニングセンター施設長、国立スポーツ科学センター副所長及びスポーツ医学・研究副部長)

**第39条** JISSに国立スポーツ科学センター所長（以下「JISS所長」という。）を置く。

2 JISS所長は、上司の命を受け、JISSの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 NTCに施設長を置く。

4 施設長は、上司の命を受け、NTCの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

5 JISSに必要に応じ、副所長を置く。

6 前項に定める副所長は、上司の命を受け、スポーツ科学・研究部及びスポーツ医学・研究部の業務の統括、外部機関との調整を図り、所属の職員を指揮監督する。

- 7 スポーツ医学・研究部に必要に応じ、副部長を置く。
- 8 前項に定める副部長は、スポーツ医学・研究部長を補佐し、スポーツ医学・研究部の業務を整理する。

(主任研究員、副主任研究員及び先任研究員)

**第40条** J I S S等に、必要に応じ、主任研究員、副主任研究員及び先任研究員を置く。

- 2 主任研究員は、上司の命を受け、J I S S等の業務を整理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 副主任研究員は、上司の命を受け、J I S S等の業務を処理する。
- 4 先任研究員は、主任研究員及び副主任研究員を補佐し、J I S S等の業務を処理する。

(研究員及び準研究員)

**第41条** J I S S等に、必要に応じ、研究員及び準研究員を置く。

- 2 研究員は、副主任研究員及び先任研究員を補佐しJ I S S等の業務を処理する。
- 3 準研究員は、研究員を補佐し、業務を処理する。

### 第3節 自己評価及び内部統制

(自己評価)

**第42条** センターに、業務の実績について点検・評価し、課題等を提起し、業務の改善に資するため、自己評価委員会を置く。

- 2 自己評価委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(内部統制)

**第43条** センターに、内部統制に関する委員会を置くことができる。

- 2 前項に基づく委員会の組織及び運営に関しては、別に定める。

(内部統制推進責任者)

**第44条** 業務方法書第46条第2項に定める内部統制推進責任者は、次のとおりとする。

- (1) 主たる事務所 第30条第1項に定める部長、場長、館長、ユニット長及び第33条に定める室長
- (2) 従たる事務所等
  - ア 第4条第1項に定める支所 第31条に定める支所長
  - イ 国立登山研修所 第34条に定める所長
- 2 主たる事務所の内部統制推進責任者は、次の職務をつかさどる。
  - (1) 所掌する部署における内部統制の推進に係る指導監督
  - (2) その他内部統制の推進に必要な事項
- 3 主たる事務所の内部統制推進責任者のうち、総合企画部長は、内部統制の推進に係る総合調整に関する事務を所掌し、業務方法書第13章に定める業務の適正を確保するための体制整備その他内部統制の推進に係る指導監督を行う。
- 4 従たる事務所等の内部統制推進責任者は、次の職務をつかさどる。
  - (1) 所掌する事務所等における内部統制の推進に係る指導監督
  - (2) その他所掌する事務所等における内部統制の推進に必要な事項
- 5 主たる事務所の内部統制推進責任者及び従たる事務所等の内部統制推進責任者は、所掌する事務所等における内部統制の推進状況に関する報告について、次のとおり

行うものとする。

(1) 主たる事務所の内部統制推進責任者

- ア 総合企画部長 業務方法書第45条に定める内部統制担当理事に対して行う。
- イ ハイパフォーマンス戦略部長、事務部長、スポーツ科学・研究部長、スポーツ医学・研究部長、連携・協働推進部長、国際情報戦略部長 H P S C 運営部長を通じて第3項に定める主たる事務所の内部統制推進責任者に対して行う。
- ウ 上記ア及びイに掲げる者以外の者 第3項に定める主たる事務所の内部統制推進責任者に対して行う。

(2) 従たる事務所等の内部統制推進責任者

- ア 第1項第2号アに定める者 災害共済給付事業部長を通じて第3項に定める主たる事務所の内部統制推進責任者に対して行う。
- イ 第1項第2号イに定める者 第3項に定める主たる事務所の内部統制推進責任者に対して行う。

**第6章 顧問**

(顧問)

**第45条** センターに、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、センターの業務運営に関する助言を行う。
- 3 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

**第7章 雑則**

(雑則)

**第46条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

- 附 則 (平成25年1月29日平成24年度規則第11号)
- 附 則 (平成25年3月29日平成24年度規則第13号)
- 附 則 (平成25年8月28日平成25年度規則第2号)
- 附 則 (平成25年12月27日平成25年度規則第11号)
- 附 則 (平成26年3月28日平成25年度規則第15号)
- 附 則 (平成26年6月24日平成26年度規則第1号)
- 附 則 (平成27年3月27日平成26年度規則第10号)
- 附 則 (平成27年9月30日平成27年度規則第4号)
- 附 則 (平成27年10月30日平成27年度規則第9号)
- 附 則 (平成27年12月10日平成27年度規則第11号)
- 附 則 (平成28年3月10日平成27年度規則第14号)
- 附 則 (平成28年3月25日平成27年度規則第15号)
- 附 則 (平成28年10月18日平成28年度規則第4号)
- 附 則 (平成28年12月28日平成28年度規則第7号)
- 附 則 (平成29年3月31日平成28年度規則第9号)
- 附 則 (平成29年6月30日平成29年度規則第2号)
- 附 則 (平成29年7月7日平成29年度規則第3号)
- 附 則 (平成30年3月26日平成29年度規則第12号)
- 附 則 (平成31年3月25日平成30年度規則第2号)



附 則 (平成31年4月18日平成31年度規則第2号)

附 則 (令和元年9月17日令和元年度規則第4号)

附 則 (令和2年3月30日令和元年度規則第9号)

附 則 (令和2年8月25日令和2年度規則第4号)

附 則 (令和3年3月18日令和2年度規則第8号)

附 則 (令和4年3月1日令和3年度規則第8号)

附 則 (令和5年3月7日令和4年度規則第9号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 契約約款規程

平成15年10月1日平成15年度規程第1号  
最近改正：平成27年3月30日平成26年度規程第32号

(総則)

**第1条** 学校又は保育所等の設置者(以下「甲」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という。)の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「乙」という。)との間に、災害共済給付契約を締結する。

(契約の目的)

**第2条** この契約は、甲の設置する学校又は保育所等の管理下における児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の災害につき、当該児童生徒等の保護者(法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。)又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生(以下「保護者等」という。)に対し、乙が災害共済給付を行い、もって学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資することを目的とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5**

(契約の効力)

**第3条** この契約には、期間の定めを設けないものとする。

2 この契約締結の後、甲が新たな児童生徒等をこの災害共済給付に係らしめようとするときは、第5条の定めるところによるものとする。

(給付金の支払及び共済掛金)

**第4条** 甲の乙に対する給付金の支払請求の手続、共済掛金の支払手続及び共済掛金の額並びに乙の甲に対する給付金の支払手続、支払額等災害共済給付に係る給付金の支払及び共済掛金に関する事項については、法又はこれに基づき若しくはこれを実施するために制定された命令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号。以下「業務方法書」という。)の定めるところによる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第26条以下⇒P. 80**

2 甲が乙に支払った共済掛金は、法第18条の規定による場合のほかは、いかなる理由があっても返還しないものとする。ただし、錯誤に係る金額については、この限りでない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第18条⇒P. 7**

(児童生徒等の新たな入学又は異動があった場合)

**第5条** 甲は、毎年度、この契約に係る児童生徒等の名簿を更新するものとする。

2 前項の名簿の更新は、毎年5月1日から5月31日までの間に行うものとし、甲は、更新した名簿1通を同期間中に乙に送付するものとする。この場合において、甲は新たに追加する児童生徒等については、この契約に係らしめるについて保護者

等の同意を得るものとする。

- 3 前項の名簿の更新は、この契約の履行に関しては、4月1日に行われたものとみなす。
- 4 第2項に定めるもののほか、甲は、児童生徒等の転入学があった場合、名簿の追加を行うことができる。この場合において、甲は、転入学のあった日の属する月の翌月の10日までにその旨を乙に通知するものとする。
- 5 前項の名簿の追加は、この契約の履行に関しては、児童生徒等の転入学のあった日に行われたものとみなす。

(乙の権限)

**第6条** 乙は、災害共済給付に係る給付金の支払に関して必要があると認めるときは、当該災害共済給付に係る給付金の支払請求者又は学校の校長若しくは保育所等の長その他の関係者に対して、必要な資料、報告の提出若しくは説明を求め、又は乙の職員をして実地に調査させることができる。

(乙の返還要求)

**第7条** 乙は、災害共済給付に係る給付金を支払った後において、その支払が虚偽の請求により支払ったことが判明したとき、又はその支払額について錯誤があったことが判明したときは、その支払った額又はその錯誤に係る額の返還を求めることができる。

(契約の解除)

**第8条** 甲において、業務方法書第21条第1項の規定によりこの契約の解除をしようとするときには、この契約を存続し難い事由及び保護者等の同意を得た旨を付した文書で、4月1日から5月31日までの間に乙に対してこの契約の解除の申入れをするものとする。

- 2 乙において、業務方法書第21条第3項の規定によりこの契約を解除しようとするときには、理由を示した文書でこの契約の解除の通知をするものとする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第21条⇒P. 79**

(法令に改正があった場合の措置)

**第9条** 法又はこれに基づき若しくはこれを実施するために制定された命令及び業務方法書に改正があった場合においては、改正後のそれらの規定の定めるところによるものとする。

**附 則**

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月26日平成25年度規程第23号)

**附 則** (平成27年3月30日平成26年度規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター免責の 特約を付した災害共済給付契約約款規程

平成15年10月1日平成15年度規程第2号

最近改正：平成27年3月30日平成26年度規程第33号

(総則)

**第1条** 学校又は保育所等の設置者(以下「甲」という。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「法」という。)の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「乙」という。)との間に、免責の特約を付した災害共済給付契約を締結する。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法⇒P. 3**

(契約の目的)

**第2条** この契約は、甲の設置する学校又は保育所等の管理下における児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の災害につき、当該児童生徒等の保護者(法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。)又は当該生徒若しくは学生が成年に達している場合には当該生徒若しくは学生(以下「保護者等」という。)に対し、乙が災害共済給付を行うとともに、学校又は保育所等の管理下における児童生徒等の災害について甲の損害賠償責任が発生した場合において乙が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度においてその責任を免れさせ、もって学校教育又は保育所等における保育の円滑な実施に資するとともに、甲の突発的な財政負担の分散及び軽減を図ることを目的とする。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条⇒P. 5**

(契約の効力)

**第3条** この契約には、期間の定めを設けないものとする。

2 この契約締結の後、甲が新たな児童生徒等をこの災害共済給付に係らしめようとするときは、第6条の定めるところによるものとする。

(給付金の支払及び共済掛金)

**第4条** 甲の乙に対する給付金の支払請求の手続、共済掛金の支払手続及び共済掛金の額並びに乙の甲に対する給付金の支払手続、支払額等災害共済給付に係る給付金の支払及び共済掛金に関する事項については、法又はこれに基づき若しくはこれを実施するために制定された命令及び独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号。以下「業務方法書」という。)の定めるところによる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第26条以下⇒P. 80**

2 甲が乙に支払った共済掛金は、法第18条の規定による場合のほかは、いかなる理由があっても返還しないものとする。ただし、錯誤に係る金額については、この限りでない。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第18条⇒P. 7**

(免責の特約に係る経理から災害共済給付に係る経理への繰入れの手続)

独立行政法人日本スポーツ振興センター免責の特約を付した災害共済給付契約約款規程

**第5条** 学校又は保育所等の管理下における児童生徒等の災害について甲が損害賠償の責めに任ずることとなった場合においては、甲は、業務方法書に定めるところにより、乙に対して報告するものとする。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第31条⇒P. 81**

2 乙は、前項の報告を受けた場合又は甲がその設置する学校又は保育所等の管理下における児童生徒等の災害について判決、和解等により損害賠償の責めに任ずることとなったことを知った場合においては、免責の特約に係る経理から災害共済給付に係る経理に所要の繰入れを行うものとする。

(児童生徒等の新たな入学又は異動があった場合)

**第6条** 甲は、毎年度、この契約に係る児童生徒等の名簿を更新するものとする。

2 前項の名簿の更新は、毎年5月1日から5月31日までの間に行うものとし、甲は更新した名簿1通を同期間中に乙に送付するものとする。この場合において、甲は新たに追加する児童生徒等については、この契約に係らしめるについて保護者等の同意を得るものとする。

3 前項の名簿の更新は、この契約の履行に関しては、4月1日に行われたものとみなす。

4 第2項に定めるもののほか、甲は、児童生徒等の転入学があった場合、名簿の追加を行うことができる。この場合において、甲は、転入学のあった日の属する月の翌月の10日までにその旨を乙に通知するものとする。

5 前項の名簿の追加は、この契約の履行に関しては、児童生徒等の転入学のあった日に行われたものとみなす。

(乙の権限)

**第7条** 乙は、災害共済給付に係る給付金の支払に関して必要があると認めるときは、当該災害共済給付に係る給付金の支払請求者又は学校の校長若しくは保育所等の長その他の関係者に対して、必要な資料、報告の提出若しくは説明を求め、又は乙の職員をして実地に調査させることができる。

(乙の返還要求)

**第8条** 乙は、災害共済給付に係る給付金を支払った後において、その支払が虚偽の請求により支払ったことが判明したとき、又はその支払額について錯誤があったことが判明したときは、その支払った額又はその錯誤に係る額の返還を求めることができる。

(契約の解除及び免責の特約の解除)

**第9条** 甲において、業務方法書第21条第1項の規定によりこの契約の解除をしようとするときには、この契約を存続し難い事由及び保護者等の同意を得た旨を付した文書で、4月1日から5月31日までの間に乙に対してこの契約の解除の申入れをするものとする。

2 甲において、業務方法書第21条第2項の規定により免責の特約の解除をしようとするときには、当該免責の特約を存続し難い事由を付した文書で、4月1日から5月31日までの間に乙に対して免責の特約の解除の申入れをするものとする。

3 乙において、業務方法書第21条第3項の規定によりこの契約を解除しようとするときには、理由を示した文書でこの契約の解除の通知をするものとする。

**国 独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書第21条⇒P. 79**

(法令に改正があった場合の措置)

**第10条** 法又はこれに基づき若しくはこれを実施するために制定された命令及び業務方法書に改正があった場合においては、改正後のそれらの規定の定めるところによるものとする。

**附 則**

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月26日平成25年度規程第24号)

**附 則** (平成27年3月30日平成26年度規程第33号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 審査委員会規程

平成15年10月1日平成15年度規程第3号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度規程第86号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成24年度規則第1号）第10条に基づき、災害共済給付審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**圃 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則第10条⇒P. 94**  
(審議事項)

**第2条** 委員会は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 災害共済給付基準等の改定に関する重要事項
- (2) 災害共済給付金の支給決定に関する先例変更の重要事項
- (3) 災害共済給付に関する再審査その他不服の申し出があった場合において、特に理事長が諮問する必要があると認められる事項
- (4) その他、センターの災害共済給付に関する重要事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

(委員)

**第4条** 委員は、当該審議事項に関し学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

**第5条** 理事長は、委員会を招集する。

- 2 委員会は、過半数の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。
- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(役職員の出席)

**第6条** センターの役職員は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会に関する庶務は、災害共済給付事業部において処理する。

(運営の細目)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の議事運営上必要な事項は、委員会において定める。

**附 則**

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成20年6月30日平成20年度規程第12号)

**附 則** (平成24年9月28日平成24年度規程第55号)

**附 則** (平成30年3月30日平成29年度規程第34号)

**附 則** (令和5年3月27日令和4年度規程第86号)

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第4条の規定は、この規程の施行の日前に委嘱された施行の日以後の委員の任期について適用する。



## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済 給付事業アドバイザーの委嘱に関する要綱

平成25年3月29日平成24年度要綱第52号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度要綱第36号

(趣旨)

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が行う災害共済給付事業について、学識経験等を有する外部専門家及び外部有識者から医学上又は学校等における事故防止の専門的見地から指導・助言等を得るための災害共済給付事業アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** アドバイザーとは、次に掲げる者をいう。

- (1) 医学上の専門的見地から指導・助言等を行う者
- (2) 学校等における事故防止の専門的見地から指導・助言等を行う者
- (3) その他、理事長が必要と認めた者

(委嘱)

**第3条** アドバイザーの委嘱は、理事長が行う。

(委嘱期間)

**第4条** アドバイザーの委嘱期間は、原則2年以内とし、再任を防げない。

(解嘱)

**第5条** 理事長は、アドバイザーが次の各号の一に該当する場合には、委嘱期間満了前でも解嘱することができる。

- (1) 本人から解嘱の願い出があった場合
- (2) 事業の運営上委嘱を継続する必要がなくなった場合
- (3) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (4) その他、理事長が解嘱することが適当と認めた場合

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日令和4年度要綱第36号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 事業運営協議会設置要綱

平成25年3月29日平成24年度要綱第48号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度要綱第31号

(趣旨)

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が実施する災害共済給付事業の各地域における円滑な実施・運営を図るため、各都道府県に所在する災害共済給付事業の関係団体で組織する災害共済給付事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(運営協議会の設置区分)

**第2条** 運営協議会は、各都道府県に設置する。

(協議事項)

**第3条** 運営協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害共済給付事業の実施に関すること。
  - (2) その他、特に必要があると認められる事項
- (構成)

**第4条** 運営協議会は、次に掲げる関係団体等で構成する。

- (1) 各都道府県の医療関係団体及び教育関係団体
  - (2) 災害共済給付事業部の各業務管理役及び各課長
  - (3) その他、当該運営協議会に出席する必要があると認められる者
- (会議)

**第5条** 理事長は、運営協議会を招集する。

- 2 前項の場合において、理事長が必要と認めるときは、Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した会議を開くことができる。
- 3 やむを得ない事由により運営協議会を開くことができない場合において、理事長が必要と認めるときは、書面による協議を行うことができる。

(役員の出席)

**第6条** センター役員は、運営協議会に出席し意見を述べることができる。

(庶務)

**第7条** 運営協議会に関する庶務は、災害共済給付事業部運営調整課及び各業務推進課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営上必要な事項については、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日令和4年度要綱第31号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 審査専門委員会設置要綱

平成17年3月15日平成16年度要綱第28号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度要綱第34号

(目的)

**第1条** この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付金の支払請求の審査に関する重要事項を専門的に審議するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付審査専門委員会（以下「審査専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

**第2条** 審査専門委員会は、次に掲げる地域ごとに設置する。

|   | 地 域                                      |
|---|------------------------------------------|
| 1 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県              |
| 2 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 3 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県              |
| 4 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                 |
| 5 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県      |
| 6 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県         |

(組織)

**第3条** 各地域の審査専門委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 各地域の審査専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(委員)

**第4条** 審査専門委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

**第5条** 理事長は、各地域の審査専門委員会を招集する。

- 2 審査専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、決議することができない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付審査専門委員会設置要綱

- 3 審査専門委員会の審議事項は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審査専門委員会に関する庶務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成24年度規則第1号）第25条第3項に定める各地域を担当する各給付課において処理する。

**圏** 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則第25条⇒P. 106

(その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、審査専門委員会に関して必要な事項については、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年6月22日平成17年度要綱第2号）

**附 則**（平成21年3月31日平成20年度要綱第31号）

**附 則**（平成24年9月28日平成24年度要綱第35号）

**附 則**（平成25年3月29日平成24年度要綱第50号）

**附 則**（平成26年3月28日平成25年度要綱第21号）

**附 則**（令和5年3月27日令和4年度要綱第34号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業連絡協議会設置要綱

平成17年3月15日平成16年度要綱第29号  
最近改正：令和5年3月27日令和4年度要綱第35号

(趣旨)

**第1条** 独立行政法人日本スポーツ振興センターの行う災害共済給付事業の円滑な実施・運営を図るため、各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会との連携・協力を維持することを目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成24年度規則第1号）第25条第3項に定める担当地域ごとに災害共済給付事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

**㊦** 独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則第25条⇒P. 106  
(協議会の設置区分)

**第2条** 協議会は、以下に掲げる地域ごとに設置する。

|   | 地 域                                      |
|---|------------------------------------------|
| 1 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県              |
| 2 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 3 | 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県              |
| 4 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県                 |
| 5 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県      |
| 6 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県         |

(連絡協議事項)

**第3条** 協議会は、次に掲げる連絡協議を行う。

- (1) 災害共済給付事業に関すること。
- (2) 都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会等の学校安全に関する事業との連携協力及び情報提供に関すること。

(構成)

**第4条** 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 担当地域の各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会の主管課長又は同課課長補佐
  - (2) 災害共済給付事業部の各業務管理役及び各課長
  - (3) その他、当該協議会に出席する必要があると認められる者
- (会議)

**第5条** 理事長は、協議会を招集する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業連絡協議会設置要綱

- 2 前項の場合において、理事長が必要と認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。）を利用した会議を開くことができる。
- 3 やむを得ない事由により協議会を開くことができない場合において、理事長が必要と認めるときは、書面による協議を行うことができる。  
（庶務）

**第6条** 協議会に関する庶務は、災害共済給付事業部運営調整課又は各業務推進課において処理する。  
（その他）

**第7条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項については、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** （平成21年3月30日平成20年度要綱第26号）

**附 則** （平成24年9月28日平成24年度要綱第36号）

**附 則** （平成25年3月29日平成24年度要綱第49号）

**附 則** （令和5年3月27日令和4年度要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の 基準に関する規程

平成15年10月1日平成15年度規程第6号  
最近改正：令和5年12月4日令和5年度規程第11号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「施行令」という。）第5条第1項第1号及び第2号並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成15年文部科学省令第51号。以下「省令」という。）第22条に規定する「負傷・疾病の範囲」、施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第22条第7号、第24条第2号及び第25条に規定する「突然死等の取扱い」、省令第24条第3号に規定する「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」、施行令第3条第7項に規定する「高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。）の生徒・学生の『故意』の取扱い」並びに施行令第5条第2項及び省令第26条に規定する「学校の管理下の範囲」を災害共済給付の基準として次のように定める。

■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条、第5条⇒P. 24、27

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第22条、第24条～26条⇒P. 51、52

[災害共済給付の基準]

負傷・疾病の範囲（施行令第5条第1項第1号及び第2号並びに省令第22条）

| 規定                  | 内 容                                                          | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 備 考                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| <p>施行令第5条第1項第1号</p> | <p>児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの</p> <p>事故又は行為による負傷</p> | <p>1 「事由」とは、原因となる事実をいう。したがって、それは、物理的な事実（事故）であるか、人の意思に基づく行為（作為と不作為を含む。）であるかを問わない。</p> <p>負傷や第2号に規定する疾病の原因となる事由としては、学校の管理下における事故や行為が考えられる。</p> <p>2 「事故」とは、物事の正常性を妨げる次のような出来事をいう。</p> <p>(1) つまずく、転ぶ、落ちる、衝突する、物が当たる、刺さるなど。</p> <p>(2) 異常な高温あるいは低温に触れる。(注1)</p> <p>(3) 異常な高圧あるいは低圧を受ける。(注2)</p> <p>(4) 過度に摩擦をする。(注3)</p> <p>(5) 電撃を受ける。(注4)</p> <p>(6) 腐蝕性薬物に触れる。(注5)</p> <p>(7) 刺激性薬物に触れる。(注6)</p> <p>(8) 動物にかまれる。刺される。(注7)</p> <p>3 負傷とは、身体の外傷及び内部損傷をいう。(注8)</p> <p>4 投球、疾走などの運動中における骨折、捻挫、脱臼、肉離れ、腱断裂などは、本号に該当する。(注9)</p> <p>5 事故又は行為による歯冠継続歯、有床義歯、架工義歯など、若しくは体内に留置、置換され</p> | <p>次のようなものは負傷とはされない。</p> <p>(1) 義眼、眼鏡の破損</p> <p>(2) 義手、義足の破損</p> |



|            |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>その他</p>                                                                                 | <p>た人工骨・関節・管などの類の特定治療材料の破・折損などは、本号に該当する。(注10)</p> <p>6 この条項で「負傷でその原因である事由が学校の管理下で生じたもの」とは、学校の管理下で起きた事実が原因となった「負傷」であることが明らかであると認められる場合が該当する。</p> <p>したがって、負傷が学校の管理下で起きている場合はもとより、負傷は学校の外で起きているが、その原因となった事実が学校の管理下で起きたことが明らかであると認められる場合を含む。(注10-2)</p>                                                                                                   |                                                                                                             |
| <p>第2号</p> | <p>学校給食に起因する中毒<br/>その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、内閣府令で定めるもの<br/>学校給食に起因する中毒</p> | <p>1 「学校給食」とは、学校給食法(昭29法律第160号)に基づいて行われる給食をいうが、次に掲げるものは、学校給食に準ずるものとする。</p> <p>(1) 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭31法律第157号)</p> <p>(2) 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭32法律第118号)</p> <p>(3) 幼稚園における給食の実施について(昭36.3.1文体給第82号)</p> <p>(4) 保育施設給食の実施について(昭24.5.11厚生省発児第38号)</p> <p>2 「中毒」とは、サルモネラ菌属、ぶどう球菌、ボツリヌス菌、腸炎ビブリオなどによる細菌性中毒のほか、動植物性自然毒(有毒性魚・有毒性きのこな</p> | <p>(参) 学校給食法 ⇒ P. 454<br/>夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 ⇒ P. 454<br/>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 ⇒ P. 455</p> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>ど) その他の毒物による中毒を含む。</p> <p>3 「学校給食に起因する中毒」の審査上の取扱い</p> <p>(1) 初期における取扱い</p> <p>学校給食を実施している学校・保育所等において、当該学校・保育所等の児童生徒等を中心に発熱、腹痛、下痢など食中毒様の症状を主訴とする患者が集団的に発症し、診察担当医師により中毒につながり得る病名(例えば、急性胃炎、急性腸炎など)を付され、かつ、その発生の態様からも、学校給食に起因するもの、又はその疑いがあるものと認められるものは、「食中毒の疑い」として本条項号該当とする(「学校給食に起因する食中毒」か否かは、今後の保健所等の調査を待たねばならないものが多いが、初期の医療費の請求時において必ずしも、中毒の原因とされる摂取食品、病原菌、感染経路など、その原因まで判明している必要はない。)</p> <p>(2) 保健所等の調査結果による取扱い</p> <p>前記(1)の診療担当医師が、食中毒若しくはその疑いがあると診断した場合は、食品衛生法第63条及び同法施行規則第72条の規定により、24時間以内に最寄りの保健所長にその旨報告しなければならないこととされているが、その届などにより保健所の医師</p> | <p>④ 食品衛生法<br/>第63条⇒<br/>P. 455</p> <p>食品衛生法<br/>施行規則第<br/>72条⇒<br/>P. 455</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

|                   |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                   |                                                                                            | <p>による再診、又は、保健所等の調査により「学校給食」との起因性が否定された場合は、それ以降の月分の医療費については、本条項号の対象外とする。</p> <p>また、保健所等の調査の結果、中毒の原因については「不明」などとされることがあることも考えられる。このような結論となった場合、これ以降の医療費等の給付については、前記（１）の発症の態様と同様のものについては、学校・保育所等の教育等の円滑な実施に資するという災害共済給付の趣旨等をも勘案しつつ、その給付の認否は本部において行うものとする。（注１１）</p> |  |
| 省令<br>第２２条<br>第１号 | <p>中毒</p> <p>家庭科若しくは技術・家庭科の調理実習における試食又は修学旅行若しくは遠足における給食に起因する中毒及び理科等の実験又は実習におけるガス等に因る中毒</p> | <p>１ ここにいう「給食」とは、修学旅行若しくは遠足の際、学校等の責任において供された旅館等の食事あるいは共同購入された弁当、おやつをいう。</p> <p>２ 「理科等」とは、理科、家庭（技術・家庭）科、工業科、農業科などの教科及びこれらの教科の内容と関連の深いクラブ（部）活動などをいう。</p> <p>３ 「ガス等」とは、塩素ガス、一酸化炭素、硫化水素、水銀蒸気などをいう。</p>                                                               |  |
| 第２号               | 熱中症                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 第３号               | <p>できすい<br/>溺水及び<br/>これに起因する<br/>えん<br/>嚥下性肺炎</p>                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| 第４号               | <p>えん<br/>異物の嚥下<br/>又は迷入及び</p>                                                             | <p>１ 「異物の嚥下及びこれらに起因する疾病」とは、次のような</p>                                                                                                                                                                                                                             |  |

|              |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|--------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|              | <p>これらに起因する疾病</p> | <p>ものをいう。</p> <p>(1) 気道及び消化管を閉鎖するおそれのある消しゴムなど（食物及び食物の逆吐物を含む。）の嚥下（嚥下機能に障害を持つ者が給食などを摂取中に誤嚥した場合を含む。）及びこれによる疾病</p> <p>(2) 気道及び消化管を損傷するおそれのある針、くぎなどの嚥下及びこれによる疾病</p> <p>(3) 気道及び消化管を損傷し、あるいは消化管からの吸収によって中毒を起こすおそれのある絵の具、インク、薬物などの嚥下及びこれによる疾病</p> <p>2 「異物の迷入及びこれらに起因する疾病」とは、次のようなものをいう。</p> <p>(1) 耳及び鼻への消しゴム、小石、豆、ビー玉、昆虫などの異物の迷入及びこれによる疾病（注1 2）</p> <p>(2) 眼への砂、ほこり、白墨粉などの異物の迷入及びこれによる疾病（注1 3）</p> |  |
| <p>第 5 号</p> | <p>漆等に因る皮膚炎</p>   | <p>「漆等」とは、次のようなものをいう。</p> <p>(1) 漆、ハゼ、イチジク、銀杏などの植物</p> <p>(2) ドクガ、マメハンミョウ、アオカミキリモドキなどの昆虫</p> <p>(3) 油脂、グリース、溶媒類、塗料及び染料</p> <p>(4) 沃度、水銀製剤、絆創膏、酸、アルカリ等の薬品</p> <p>(5) 化粧品</p>                                                                                                                                                                                                                   |  |
| <p>第 6 号</p> | <p>前各号に掲</p>      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |

|                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| <p>げる疾病に準<br/>ずるものと認<br/>められる疾病<br/>のうち特にセ<br/>ンターが認め<br/>たもの</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運動会、学芸会、儀式などの場合における弁当、おやつなどで、学校等の責任において供されたものによる中毒</li> <li>2 臨海学校及び林間学校における給食による中毒</li> <li>3 水産高等学校及び商船高等専門学校の実習船における給食による中毒</li> <li>4 義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び高等専修学校の寄宿舎における給食による中毒</li> <li>5 合宿訓練、対外試合などの場合において、学校等の責任において供された旅館等の食事による中毒</li> <li>6 理科実験用薬品、工業用薬品、農業用薬品などを誤って飲みあるいは吸ったことによる中毒（注15）</li> <li>7 水質汚染による中毒</li> <li>8 プール消毒の残留塩素による中毒</li> <li>9 燃料気化物及びその燃焼によるガスなどによる中毒（注16）</li> <li>10 学校給食及び前1～7号に掲げる場合の飲食物などを摂取したことによる急性蕁麻疹（注17）、腹痛、急性胃炎、急性腸炎など。（注18）</li> </ol> | <p>センターが認めるものは、飽くまで学校等の責任において供されたものに限るから、私的な補食、おやつの種類によるものは認められない。</p> |
| <p>2号に準ずる疾病</p>                                                   | <p>特にない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                        |
| <p>3号に準ずる疾病</p>                                                   | <p>特にない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                        |
| <p>4号に準ず</p>                                                      | <p>農業実習などにおける農夫肺</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                        |

|            |                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|            | <p>る疾病（注19）</p> <p>5号に準ずる疾病</p>                                                                       | <p>（注20）、プール性結膜炎（注21）、水泳による外耳（道）炎・急性中耳炎（注22）、看護実習などにおけるウイルス性肝炎など。（注23）</p> <p>1 予防接種などによる副作用と認められる皮膚疾患（発赤・腫脹、疼痛、潰瘍など、潰瘍部位などからのウイルス感染による皮膚疾患もその一連のものとする。ワクチン接種などによる薬剤アレルギー性皮膚炎（蕁麻疹など）も含む。）（注24）</p> <p>2 スキー教室、登山、臨海・林間学校などに参加し、長時間にわたり、寒冷に触れたことによる凍瘡（しもやけ）・寒冷蕁麻疹及び日光光線に触れたことによる日光皮膚炎（日焼け・雪焼け）・日光蕁麻疹などの皮膚疾患（注25）</p> |  |
| <p>第7号</p> | <p>外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの</p> <p>外部衝撃に起因する疾病</p> | <p>1 「外部衝撃」とは、水（温度、圧力を含む。）、音、光その他の外部要因による身体的又は精神的な衝撃をいう。（注26）</p> <p>2 災害発生状況、疾病名などから外部衝撃に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。</p> <p>3 外部衝撃に起因することが明らかであるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。医師が明確な見解を述べない場合は、災害発生状況、症状の経過、検査結果などの資料により、外部衝撃に起因するものと認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。（注27）（注28）（注29）</p>            |  |

|                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|                                    | <p>4 外部衝撃に起因するものであっても負傷の場合は、負傷として取り扱う。(この場合の外部衝撃は事故である。)</p> <p>5 センターが認める疾病は、次のようなものである。</p> <p>(1) 転倒、衝突、強打などによる脳震盪</p> <p>(2) 電気熔接の際における光線による電気性眼炎</p> <p>(3) スキー練習の際における紫外線による雪眼炎</p> <p>(4) 感電による疾病(火傷の場合は負傷となる。)</p> <p>(5) 号砲用ピストルなどの爆発音その他強圧力による耳の疾病</p> <p>(6) 水中で転倒したり、冷水に触れたりしたこと、あるいは人や物に衝突したり、強打されたり、転落、転倒したことなどに起因する心臓系疾患、中枢神経系(脳及び脊髄)疾患、肺疾患その他の内臓疾患及び筋、腱、骨、関節などの疾患(注30)</p> <p>(7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患</p> <p>(8) 身体的又は精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害などの疾患(注31)</p> |  |
| <p>急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病</p> | <p>1 「急激な運動」とは、急激な動作を伴う運動をいう。(注32)「相当の運動量を伴う運動」とは、相当の負荷が身体に加わる運動をいう。(注33)</p> <p>2 災害発生状況、災害発生以前に行っていた運動の状況、疾病</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |

|  |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
|--|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |                           | <p>の経過、疾病名などから急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。(注34)</p> <p>3 急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する疾病であるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。</p> <p>医師が明確な見解を述べない場合の取扱いは「外部衝撃に起因する疾病」の取扱いに準ずる。(注35)</p> <p>4 センターが認める疾病は、次のようなものである。</p> <p>(1) 登山などの際におけるリュックサック麻痺</p> <p>(2) 陸上運動、ボール運動など急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動に起因する心臓系疾患、中枢神経系(脳及び脊髄)疾患、肺疾患その他の内臓疾患及び筋、腱、骨、関節などの疾患(注36)</p> <p>(3) 陸上運動、ボール運動など急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動を持続的あるいは断続的に行うことにより身体に相当の負荷が加わって発症したものであると認められる筋、腱、骨、関節などの疾患(注37)</p> |  |
|  | <p>心身に対する負担の累積に起因する疾病</p> | <p>1 「心身に対する負担の累積」とは、精神的又は身体的な負担が積み重なる状態をいう。(注38)</p> <p>なお、「身体的な負担」が「相当の運動量を伴う運動」で</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |



ある場合は、前項が適用されることとなる。

- 2 災害発生状況、災害発生前における学業への参加の状況、疾病名、疾病の経過などから心身に対する負担の累積に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。  
(注39)

- 3 心身に対する負担の累積に起因する疾病であるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。

医師が明確な所見を述べない場合の取扱いは、「外部衝撃に起因する疾病」の取扱いに準ずる。(注40)

- 4 センターが認める疾病は、次のようなものである。

(1) 儀式等において、長時間起立しあるいは暑熱の中にあつたため、発生したものと認められる脳貧血あるいは起立性調節機能障害(注41)

(2) 乗船実習、登山等の場合における過労(注42)

(3) 遠足・修学旅行、スキー・スケート教室などの野外での活動中などにおいて身体に負担がかかったことにより発症したと認められる風邪や風邪の増悪などの呼吸器系疾患、心臓系疾患(心不全など)、中枢神経系疾患(脳内出血など)その他の既往症(てんかん・ぜんそく発作、腰痛などの慢性的疾患)及び急性蕁麻疹、腹痛、急性胃炎など(注43)

|     |                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                            |
|-----|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|     |                                                           | (4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注44)(注45)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                            |
| 第8号 | 施行令第5条第1項第1号本文に掲げる負傷に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの | <p>1 この疾病は、学校の管理下において発生した負傷に起因することが明らかであると認められる疾病であり、施行令第5条第1項第2号に規定する疾病ではない。</p> <p>2 災害発生状況、傷病名などから負傷に起因することが明らかでない疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。(注46)</p> <p>3 負傷に起因することが明らかであるか否かについて疑義のある場合は、診療担当医師の見解による。<br/>医師が明確な見解を述べない場合は、負傷の部位と疾病発生部位の位置的關係、負傷の時期と疾病発生の時間的關係、疾病の種類及び程度と、負傷の性質及び程度との關係などの観点から負傷に起因するものと認めることが妥当であると解される場合は、本号該当と認める。(注47)</p> <p>4 センターが認める疾病は、次のようなものである。<br/>(1) 突指に起因するひょう疽<br/>(2) 骨折、打撲に起因するその部位の骨膜炎・骨髄炎<br/>(3) 捻挫、打撲傷等に起因する関節炎、椎間板ヘルニア<br/>なお、下肢の負傷部位等をかばったことなどにより生じた負傷部位以外の部位の関節炎等も当初の負傷に起因するものと認める。</p> | <p>■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条 ⇒ P. 27</p> |

|  |  |                                                                                    |  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | (4) 胸部打撲傷に起因する急性肋膜炎<br>(5) 創傷に起因する破傷風・敗血症<br>(6) 眼球打撲に起因する網膜剥離<br>(7) 擦過傷に起因する蜂窩織炎 |  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------|--|

突然死等の取扱い（施行令第5条第1項第4号及び第5号並びに省令第22条第7号、第24条第2号及び第25条）

| 規定 | 内 容 | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 備 考 |
|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|    |     | I 突然死の取扱いについて<br>[突然死の意義など]<br>(1) 「突然死」とは、突然で予期されなかった病死をいう。通常は、発症から24時間以内に死亡したものとするが、救急療法の進歩もあり、意識不明等のまま発症から相当期間を経て死亡に至ったものも含ませ得るものとする。(注48)<br>(2) また、災害共済給付上の「突然死」は、その顕著な徴候が学校の管理下において発生したものをいうものであるが、「その顕著な徴候が学校の管理下において発生したもの」とは、突然死に至る最初の発症が顕著な徴候として、すなわち、突然うずくまって倒れ動かなくなったというような顕著な前ぶれ、きざしとして、学校の管理下において発生したものとする。単に気分が悪いと訴えたというようなものは、一般的には含まれない。<br>(3) 「突然死」の発生は、次 |     |

|                                |                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| <p>施行令第5条第1項第4号</p>            | <p>児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、内閣府令で定めるもの</p>                                     | <p>の二つに大別できる。<br/>                 ア 運動などの行為が直接起因となって発生するもの<br/>                 イ 運動などの行為と関連なしに発生するもの<br/>                 前記（3）のＡ及びイの場合の「突然死」の施行令及び省令上の該当条項並びに死亡見舞金の支給額等は、それぞれ次の1及び2のとおりである。<br/>                 1 運動などの行為に起因する突然死<br/>                 （1）本条項に該当する「突然死」は、外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病に直接起因する死亡である。</p> |                                                   |
| <p>省令第22条第7号<br/>省令第24条第2号</p> | <p>外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたものに直接起因する死亡</p> | <p>また、前記の急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動とは、例えば、体育実技種目の中等度の運動、強い運動あるいはこれらと同程度の動作行動等があった場合をいう。（注49）<br/>                 （2）本条項に該当する突然死は、死亡見舞金3,000万円支給（施行令第3条第1項第3号本文該当）（注50）</p>                                                                                                                                                                                      | <p><b>■</b> 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条 ⇒ P. 24</p> |
| <p>施行令第5条第1項第5号</p>            | <p>施行令第5条第1項第4号に掲げる死亡のほか、これに準ずるものとして内閣</p>                                                  | <p>2 運動などの行為と関連のない突然死<br/>                 （1）本条項に該当する「突然死」は、歩行中、座学中、就寝中などに起こったものであり、前記1の「外部衝</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                   |

|                            |                                                             |                                                                                                                                                      |                                            |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <p>省令<br/>第25条<br/>第1号</p> | <p>府令で定めるもの</p> <p>突然死であってその顕著な徴候が学校の管理下において発生したものであるもの</p> | <p>撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病に直接起因する死亡」以外のものである。</p> <p>(2) 本条項に該当する突然死は、死亡見舞金1,500万円支給（施行令第3条第1項第3号括弧書き該当）（注51）</p>  | <p>■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条 ⇒ P. 24</p> |
| <p>省令<br/>第25条<br/>第2号</p> | <p>突然死に準ずるものとして、特にセンターが認めたもの</p>                            | <p>3 突然死に準ずる取扱い</p> <p>心臓系疾患や中枢神経系疾患以外の「気管支ぜんそく」などの疾病を持つ者が、ぜんそくの重積発作状態により呼吸困難に陥り、そのことが主たる原因で死亡した場合などは、特に前記1の2に準ずるものと認め、給付の対象とする（死亡見舞金1,500万円支給）。</p> |                                            |

学校の管理下において発生した事件に起因する死亡（省令第24条第3号）

| 規定                         | 内容                             | 説明                                                                                                                                                                                                               | 備考                                                                                        |
|----------------------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>省令<br/>第24条<br/>第3号</p> | <p>学校の管理下において発生した事件に起因する死亡</p> | <p>1 「事件」とは、児童生徒等の安全な学校生活を妨げる特別な事実をいい、急激な事実であるか、継続性がある事実であるかは問わない。（注47-2）</p> <p>ただし、自他の故意が認められない事実である「事故」も含まれる。</p> <p>2 「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」とは、「事件」が原因であることが明らかであると認められる「死亡」をいう。</p> <p>この場合において、「死亡」</p> | <p>高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の自己の故意による死亡については、「高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の『故意』の取扱い」による。</p> |

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

|  |  |                                                                                                                                    |  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | <p>は、学校の外で起きているが、原因となった「事件」は学校の管理下で起きていることが明らかであると認められる場合を含む。</p> <p>3 事件に係る照会<br/>原因となる事件について、必要に応じ、学校長に対して照会し報告（別記様式第1）を求める。</p> |  |
|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の「故意」の取扱い（施行令第3条第7項）

| 規 定       | 内 容                                                                                                                                                             | 説 明                                                                                                                                                                   | 備 考                              |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 施行令第3条第7項 | <p>高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の災害共済給付については、災害共済給付契約に係る生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該負傷、疾病若しくは死亡又は当該負傷をし、若しくは疾病にかかったことによる障害若しくは死亡に係る災害共済給付を行わない。</p> | <p>1 「故意に」とは、自殺又は自傷行為による傷病のような場合が該当する。<br/>ただし、行為又はその結果に対する認識のないような場合には、故意があるものとはみなさないものとする。（注4 7-3）</p> <p>2 「故意の犯罪行為」とは、災害の発生を意図した故意はないがその原因となる犯罪行為が故意であるものをいう。</p> | <p>必要に応じ、「別記様式第1」により、報告を求める。</p> |

|                                                                                                           |                                                                                                                      |                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| <p>ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りでない。</p> | 3 「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。                                         | 〔参〕 いじめ防止対策推進法第2条⇒ P. 410 |
|                                                                                                           | 4 「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書（同法第133条第1項において準用する場合を含む。）に規定する体罰をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。                    | 〔参〕 学校教育法第11条⇒ P. 405     |
|                                                                                                           | 5 「その他の生徒又は学生の責めに帰することができない事由」とは、学校の管理下において生じた法令により禁じられているいじめや体罰のほか、教員による暴言等不適切な指導又はハラスメント行為等教育上必要な配慮を欠いた行為を含むものとする。 |                           |
|                                                                                                           | 6 「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたか否かについては、別記様式第1による報告のほか、学校の設置者等が行う調査に係る結果等を踏まえるものとする。（注47-4）                                  |                           |
|                                                                                                           |                                                                                                                      |                           |
|                                                                                                           |                                                                                                                      |                           |

学校の管理下の範囲（施行令第5条第2項及び省令第26条）（注52）

| 規定           | 内容                                                           | 説明                                                                                                                                          | 備考 |
|--------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 施行令第5条第2項第1号 | 法令の規定により、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合<br>各教科<br>道徳<br>総合的な学習の時間 | 1 教育課程に基づくものであることが必要である。<br>2 「授業を受けている場合」とは、授業を受けるために児童生徒等が拘束されている時間で、場所的な制限がないものと考えられるから、次の場合を含む。<br>(1) 授業中に教室を移動する場合<br>(2) 教室外又は学校外で学習 |    |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                          |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>を行う場合（このための移動の間を含む。）（注53）</p> <p>(3) 授業中にいらずら（鉛筆を投げたりなど）した場合</p> <p>(4) 授業中にエスケープして学校内にとどまる場合（注54）</p> <p>(5) 自習時間</p> <p>(6) 実習又は体育実技などのため実習地又は運動場等へ移動する場合はその間を含む。ただし、移動は合理的な経路及び方法によること。</p> <p>(7) 現場実習及び委託実習（主として特別支援学校、高等学校、高等専門学校）</p> <p>(8) 高等学校生徒が他の高等学校等で一部の教科・科目を習得する場合など</p> <p>ア 学校間連携（他の高等学校での教科・科目の履修）の場合<br/>         連携実施校（生徒が在籍する連携元の学校）の校長が連携協力校（生徒が学習することになる連携先の学校）で履修することを許可した教科・科目を学習中（注55）</p> <p>イ 大学、高等専門学校又は専修学校等（以下、「専修学校等」という。）で単位履修を行う場合<br/>         学校長が専修学校等での履修を認めた科目を学習中（注56）</p> <p>ウ 技能審査（職業資格付与のための試験や実技的技能・技術の能力の検定等を目的とした検定試験、いわ</p> | <p>学校外へ出た場合は含まれない。</p> <p>学校の指示、実習先の監督者の指揮下を離れた行動は含まれない。</p> <p>専修学校等の行事等に参加中は含まれない。</p> |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|



|      |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                        |
|------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|      |  | <p>ゆる技能審査) の場合<br/>技能審査の単位認定を行おうとする学校において、当該学校の設置者の定める標準例に基づき、単位認定の対象となる科目に相当する技能審査を受けているとき。(注57)</p> <p>なお、これが課外指導に位置づけてなされる場合は、規定上は第2号該当となる。</p> <p>また、前記ア～ウの場合の災害発生に際する給付金支払請求は、後記(注58)を参照のこと。</p> <p>(9) 幼稚園において「延長保育」を受けているとき。(注59)</p>                                       | <p>幼稚園が業者等に保育室や講堂等を貸与して行うバレエ教室、英語教室等に参加するものは含まれない。</p> |
| 特別活動 |  | <p>1 「授業を受けている場合」については、各教科、道徳、総合的な学習の時間の場合と同様に考える。(注60)</p> <p>2 クラブ活動、運動会、学芸会などにおいて運動場あるいは会場が学校外にある場合などには、当該運動場又は会場へ移動する間は各教科の実習の場合と同様に考える。</p> <p>3 遠足、修学旅行などの際における休憩時間については、それぞれの教育活動の一環と考える。</p> <p>4 運動会、学芸会などの準備又は予行演習はその行事の一環と考える。</p> <p>5 教育活動の一環としてボランティア活動に参加する場合は、</p> | <p>学校の指揮下を著しく離れた場合は含まれない。</p> <p>学校が奨励するボランティア</p>     |

|     |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                          |
|-----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|     |                              | 本条項号該当と認める。(注61)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | であっても、グループ又は個人で自主的に参加するものは含まれない。                                         |
| 第2号 | 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 | <p>1 「課外指導」とは、学校が編成した教育課程に基づく授業以外に学校がその責任と指導体制の下に計画し実施する教育活動をいう。</p> <p>2 教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。</p> <p>3 「課外指導を受けている場合」については第1号各教科、道徳、総合的な学習の時間の説明欄2「授業を受けている場合」と同様に考える。</p> <p>4 学校の教育計画に基づいて行われる次のような場合は、課外指導と考える。(注62)</p> <p>(1) 教師の適切な指導の下に行われる課外の部活動(授業として行われるクラブ活動以外の活動)に参加した場合(注63)</p> <p>部活動には、次のような場合を含む。</p> <p>ア 体育的・文化的などの部活動における合宿訓練中並びに合宿生活上必要とされる施設及び訓練場の範囲内における行動</p> <p>イ 対外運動競技、野外活動、見学など学校外で行われる活動(参加のための旅行中及び宿泊中を含む。)(注64)</p> <p>なお、これが特別活動に位置づけてなされる場合</p> | <p>合宿施設・訓練場外における恣意的行動は含まれない。</p> <p>活動参加中における恣意的な行動の取扱いには、合宿の場合に準ずる。</p> |

- は、規定上は、前号（第1号）該当となる。
- (2) 学校の設置者等に委嘱された外部指導者の適切な指導の下に行われる課外の運動部活動（授業終了後、休業日等に行われる運動部活動）に参加した場合（注65）
- (3) 放課後、休業日などに教師の監督指導の下に行われる林間学校、臨海学校、キャンプ、ハイキング、水泳指導、競技会の応援、音楽会、写生会、補習授業などに参加した場合（注66）（注67）
- (4) 放課後、休業日などに教師の監督指導の下に行われる学校のプール指導などに参加した場合（注68）
- (5) 教師の引率監督の下に技能検定試験、入学試験などに参加した場合（注69）
- (6) 特定の児童生徒等が理科センターなどでの指導を受けた場合あるいは、身体に障害のある児童生徒等が、訓練等のためそれらの教室等で訓練などを受けた場合（注70）
- (7) 特定の児童生徒等が登校後、教師承認の下に病院、診療所で健康診断あるいは負傷・疾病の診療を受けた場合（注71）
- (8) 当年度の卒業児童生徒等を当該校の卒業式後3月31日までの間に、又は、進学児童生徒等を進学先の学校が4月1日以降入学式前日までの間に、学校教育

|            |                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            |                                                                                           | <p>の必要上（例えば、進路指導、生活指導、謝恩会・離任式などのお別れ行事、入学式前の新入学者のガイダンス及び部活動など）、登校等をさせた場合は、給付の対象とする。（注72）</p> <p>なお、これが特別活動に位置づけてなされる場合は、規定上は、前号（第1号）該当となる。</p> <p>(9) ボランティア活動に参加した場合（注73）</p> <p>(10) 幼稚園において幼児が「預かり保育」を受けているとき。（注74）</p> <p>5 課外指導前後の時間も一般合理的な範囲で課外指導の時間中とする。（注75）</p> | <p>学校が奨励するボランティアであっても、グループ又は個人で自主的に参加するものは含まれない。</p> <p>幼稚園が業者等に保育室や講堂等を貸与して行われるバレエ教室、英語教室等に参加するものは含まれない。</p> |
| <p>第3号</p> | <p>休憩時間中に学校にある場合<br/>その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合</p> <p>休憩時間中<br/>昼食時休憩時間中<br/>始業前の特定時間中</p> | <p>1 学校教育を受けるために登校して当該時間中に学校にあることが必要である。</p> <p>2 「休憩時間中に学校にある場合」とは、休憩時間中に、学校の校舎、校庭、あるいは学校において休憩時間中に遊ぶことを認めている区域内にあることを意味するものであるが、鬼ごっこ・追いかけっこなどや校庭の外にころがり出たボールを拾いに短時間校庭外に出た場合、又</p>                                                                                     | <p>下校後学校に遊びに来ていたような場合は含まれない。</p>                                                                              |

|            |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>授業終了後の特定時間中(注76)</p>                              | <p>は学用品、昼食用のパンを買いに出た場合等は含まれる。(注77)(注78)</p> <p>3 始業前、授業終了後の特定時間については、学校にあっては授業終始の時刻は学校長が定めることになっているので、これにより定められた時刻により一般的合理的な範囲の時間とする。</p> <p>なお、始業前の特定時間中や授業終了後の特定時間中の時間帯に児童生徒等が登校や下校の態勢でまだ校庭や校舎内にある間は、それぞれの時間中とする。</p>                                                                                                                                                          | <p>始業前の著しく早い時間又は授業終了後の著しく遅い時間にあつては、特別の事情のない限り、特定時間には含まれない。</p>                                                                                               |
| <p>第4号</p> | <p>通常の経路及び方法により通学する場合<br/>通学するとき<br/>登校中<br/>下校中</p> | <p>1 通学とは、学校教育を受けるために、児童生徒等が住居又は職場と学校との間を往復する行為をいう。(注79)(注80)</p> <p>2 宿泊を要する実習の場合、宿泊場所と実習場所との往復は通学とされる。</p> <p>3 昼食のため、又は学用品等の忘れ物のために学校と住居又は職場との間を往復する場合は通学とされる。(注82)</p> <p>4 通学中における行為としては、次のような場合のものは認められる。</p> <p>(1) 児童生徒等が単純な遊びやいたずらをした場合</p> <p>(2) 学用品その他の所持品を誤って橋下や堤下に落としたため、これを拾いに行った場合</p> <p>(3) 児童生徒等が、自分の負傷・疾病の療養のため、病院、診療所等へ通う場合(注83)</p> <p>(4) 学校周辺、通学経路の乗</p> | <p>1 住居から職場へ出勤し、職場から学校へ登校する場合の住居と職場との間、及び学校から職場へ出勤し、職場から住居へ帰る場合の間は通学とされない。(注81)</p> <p>2 通学中次のような行為があつた場合は、その行為中は通学とされない。</p> <p>(1) その程度態様上著しく突飛と認められる場</p> |

|    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                       |
|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
|    |    | <p>降車駅周辺及び自宅周辺などで、学用品や学習参考書などを購入するための行動あるいはこれと同程度の行動範囲内と認められる短時間の寄り道や回り道</p> <p>(5) 前記以外の理由による寄り道、あるいは回り道で本部が認めた場合(注84)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>合</p> <p>(2) 負傷・疾病のため病院、診療所等に治療に行って診療を受けているとき。</p> |
| 通常 | 通常 | <p>1 通常の経路とは、児童生徒等が通学のために平常通っている経路をいうが、それ以外にも社会通念上、通常の経路と認められる経路がある場合はこれを含む。</p> <p>2 経路は、徒歩による通学の場合にあつては、道路法にいう道路のほか、通常一般に交通の用に供する道を含み、また鉄道、バス等による通学の場合にあつては、その交通機関の路線が経路となる。</p> <p>3 次に掲げるような場合は、通常の経路以外の経路を通っても、通常の経路とみなす。</p> <p>(1) 通常の経路が工事中、出水、悪路等特別の事情があつた場合</p> <p>(2) 児童生徒等が自分の負傷・疾病の療養のため病院、診療所等へ通う場合</p> <p>(3) 前記「通学する場合」の4の(4)の範囲の寄り道や回り道をする場合</p> <p>(4) 前記以外の寄り道あるいは回り道で本部が認めた場合</p> | <p>(参) 道路法第2条 ⇒ P. 455</p>                            |
|    | 通常 | <p>1 児童生徒等が通学的手段として通常とっている方法をいう。例えば次のようなものによる方</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>次のような方法は通常の方法とは認められな</p>                           |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p>自動車等への便乗</p> | <p>法である。(注85)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 徒歩</li> <li>(2) 自転車</li> <li>(3) 自動車(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)</li> <li>(4) バス</li> <li>(5) 鉄道</li> </ol> <p>2 天候、身体 の 状況その他やむを得ない事情のため通常とつて いる方法以外の方法によつた場合は、通常の方法とみなす。例えば、次のような場合である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学用品等の忘れ物を取りに帰つたため、遅くなつたので、徒歩を自転車、自動車(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)に変えた場合</li> <li>(2) 悪天候のため、徒歩、自転車、自動車(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)をバス等に変えた場合</li> <li>(3) 身体 の 障害のため、徒歩、自転車、自動車(原動機付自転車、自動二輪車を含む。)をバス等に変えた場合</li> <li>(4) 前記以外の場合で本部が認めた場合</li> </ol> <p>3 自動車等への便乗は次のような場合を除くほか、通常の方法とは認められない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 負傷その他身体 の 故障のため通学に難渋する児童生徒等が適宜の処置として乗車した場合</li> <li>(2) 市町村役場等の奉仕でバス代わりに定期的に運行している車両に乗車した場合</li> <li>(3) 幼稚園、保育所等の幼児又は児童の通園の場合</li> </ol> | <p>い。</p> <p>無免許による原動機付自転車、自動二輪車等の使用</p> |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|

|                             |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
|                             | <p>自転車等への便乗</p> <p>自転車等の二人乗り</p>                                                  | <p>(4) 前記以外の場合で本部が認めた場合</p> <p>4 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等への便乗（二人乗り）は、次のような場合を除くほか、通常の方法とは認められない。</p> <p>(1) 負傷その他身体の故障のため通学に難渋する児童生徒等が、適宜の処置として乗車した場合</p> <p>(2) 早退その他急を要する場合において児童生徒等が適宜の処置として乗車した場合</p> <p>(3) 幼稚園、保育所等の幼児又は児童の通園の場合</p> <p>(4) 前記以外の場合で本部が認めたもの</p> <p>5 自転車、原動機付自転車、自動二輪車等利用の場合において、自転車等に人を乗せること（二人乗り）は、次の場合を除くほか、通常の方法とは認められない。</p> <p>前記4の各号に掲げる事情のある児童生徒等を乗車させた場合</p> |                                                        |
| <p>第5号</p> <p>省令第26条第1号</p> | <p>前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として内閣府令で定める場合</p> <p>学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき</p> | <p>1 「寄宿舎」とは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園及び高等専修学校の寄宿舎で学校が管理している寄宿舎をいう。（注86）</p> <p>2 「寄宿舎にある」とは、寄宿舎の舎屋、敷地内にある間をい</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>寄宿舎の児童生徒等が寄宿舎の敷地外に出た場合は、説明欄の4に該当する場合を除き、「寄宿舎にある</p> |



|                             |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             |                                                                                                                                          | <p>う。</p> <p>3 「寄宿舎にあるとき」には、登校前、下校後に寄宿舎にある時間はもちろん、日曜日、国民の祝日等休日の日は、1日中24時間が含まれる。</p> <p>4 寄宿舎の行事は、それが寄宿舎の児童生徒等のみを対象とするものであっても、学校の教育課程に基づく授業（特別活動）又は学校の教育計画に基づく課外指導に位置づけて行われるものである場合は、施行令第5条第2項第1号又は同条同項第2号に規定する学校の管理下となる。</p> <p>5 寄宿舎が学校外にある場合の寄宿舎と学校との間の往復は、「通学する場合」として取り扱う。（注87）</p>                    | <p>とき」とはならない。</p> <p>したがって、授業又は課外指導に位置づけられないで行われたレクリエーション等のために寄宿舎の敷地外に出た場合も「寄宿舎にあるとき」とはならない。</p> <p><b>■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条 ⇒ P. 27</b></p> |
| <p>省 令<br/>第26条<br/>第2号</p> | <p>児童生徒等が、学校以外の場所であって令第5条第2項第1号の授業若しくは第2号の課外指導が行われる場所（当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む。）又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき（以下</p> | <p>1 「通学する場合に準ずる場合」とは、次のような場合である。（注88）</p> <p>（1）実習、見学などにおいて実習場所、見学場所に集合し又は当該場所で解散した場合に、住居又は職場と当該場所との間を往復するとき。</p> <p>（2）クラブ（部）活動、運動会、学芸会などにおいて運動場あるいは会場が学校外にある場合に、住居又は職場と当該運動場あるいは会場との間を往復するとき。</p> <p>（3）修学旅行、遠足などにおいて駅その他学校外の特定の場所に集合し又は特定の場所で解散した場合に、住居又は職場と当該場所との間を往復するとき。</p> <p>（4）宿泊を要する実習の場合</p> | <p>住居から職場へ出勤し職場から学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所へ行く場合の住居と職場との間及び学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所から職場へ出勤し、職場から住居へ帰る場合の職場と住居との間は、通学する場合に準ずる場合とはされない。</p>            |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>「通学する場合に準ずる場合」という。）</p> | <p>において住居又は職場と宿泊場所との間を往復するとき。</p> <p>(5) 住居と省令第26条第1号に規定する寄宿舎との間を往復するとき。</p> <p>(6) 「学校間連携」又は「専門学校等での単位履修」のための住居と他の高等学校又は専修学校等との間を往復するとき（自校と他の高等学校又は専修学校等との間を往復するときを含む。）。また、「技能審査」の検定を受けるため住居と検定等を受ける場所を往復するとき（自校と検定等を受ける場所を往復する場合を含む。）。</p> <p>2 通学する場合に準ずる場合における児童生徒等の行為についての取扱いは、通学する場合の取扱いに準ずる。</p> |  |
| <p>合理的な経路</p>              | <p>1 合理的な経路とは、児童生徒等が住居又は職場と学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所又は寄宿舎との間を往復するについて、社会通念上妥当と認められる経路をいう。<br/>(注89)</p> <p>2 経路の意義は「通学する場合」における「通常の経路」の取扱いに準ずる。（「通常の経路」の説明欄の2参照）</p> <p>3 次に掲げるような場合は、1にいう合理的な経路以外の経路を通っても、合理的な経路とみなす。（注90）</p> <p>(1) 1にいう合理的な経路が工事中、出水、悪路等特別の事情で通行できなかった場合</p>                         |  |

|           |                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                               |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|           | 合理的な方法                  | <p>(2) (1) 以外の寄り道あるいは回り道で本部が認めた場合</p> <p>1 合理的な方法とは、児童生徒等が住居又は職場と学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所又は寄宿舍との間を往復するについて、社会通念上妥当と認められる方法をいう。例えば、次のような方法である。(注9 1)</p> <p>(1) 児童生徒等が、住居又は職場と学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所又は寄宿舍との間の距離的關係、時間的關係などから、自転車、原動機付自転車、自動車(自動二輪車を含む。)、タクシー、バスなどの交通機関を使用し、その理由が妥当と認められる場合(注9 2)</p> <p>(2) 児童生徒等が、住居又は職場と学校外において授業若しくは課外指導が行われる場所又は寄宿舍との間の距離的關係、時間的關係などから、自転車、自動車(自動二輪車を含む。)に便乗し、便乗した理由が妥当と認められる場合(注9 3)</p> <p>(3) 児童生徒等が、(2) に該当する児童生徒等を自転車、自動車(自動二輪車を含む。)に便乗させた場合(注9 4)</p> | <p>次のような方法は合理的な方法とは認められない。</p> <p>無免許による原動機付自転車、自動二輪車等の使用</p> |
| 省令第26条第3号 | 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学す | 1 「学校教育法第55条の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県教育委員会の指定するもの」と                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 〔参〕 学校教育法第55条⇒ P. 406                                         |

る生徒が、学校教育法第55条（同法第70条第1項で準用する場合を含む。）の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき（注95）

は、「学校教育法」「同法施行令」及び「技能教育施設の指定等に関する規則」（昭37文部省令第8号）に定めるところにより当該施設の所在地の都道府県の教育委員会が指定した施設で、各種学校、准看護師養成所、経営伝習農場、公共職業訓練校、事業内職業訓練所などの施設をいう（以下「指定技能教育施設」という。）。（注96）

2 「当該高等学校の教科の一部の履修とみなされる教育」とは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会が指定技能教育施設ごとに指定した科目について、高等学校の校長が連携措置をとり、当該技能教育施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすこととした科目（以下「連携措置に係る科目」という。）の学習をいう。（注97）

3 「教育を受けているとき」とは、次の場合をいう。

(1) 生徒が技能教育施設において、技能教育を担当する者の指導の下に連携措置に係る科目の学習を行っているときをいう。（注98）

(2) 生徒が教育を受けているために拘束されている時間を意味するから、その時間内における次のような場合を含む。

ア 学習中に教室を移動する場合

イ 実習のために実習室、実習農場などへ移動する場合

ウ 連携措置に係る科目の始業直前及び直後の時間帯（業間休憩時に相当する時

技能教育施設における連携措置に係る科目以外の科目、その他の教育を受けているときは含まない。（注99）

|  |                                                                           |  |
|--|---------------------------------------------------------------------------|--|
|  | 間帯)                                                                       |  |
|  | 4 この住居と技能教育施設との往復の間は、「通学する場合に準ずる場合」として取り扱う（労働者災害補償法に基づく通勤災害が適用される場合を除く。）。 |  |

＜適用関係＞

この適用前の災害については、なお従前の例によることとする。

(注)

- 1 「異常な高温に触れる」とは、火、高熱物体、熱湯、高熱蒸気などに触れることである。なお、濃硫酸など脱水作用を有する薬物に触れることも本号に該当する。  
また「異常な低温に触れる」とは、冷却用アンモニアガス、ドライアイスなどに触れる場合のほか、異常な冷気に触れることも含まれる。  
寒冷の作用のうち凍傷（1回の強い寒冷の作用で起こる血管壁及び組織の障害）は、事故による負傷とする。  
なお、寒冷に触れたことによる凍瘡（しもやけ＝5～10度の、それ程強くない寒気に、繰り返し触れることによって起こる皮膚の障害）、寒冷蕁麻疹、日光光線に触れることによる日光皮膚炎（日焼け・雪焼け）、日光蕁麻疹は、省令第22条第5号の疾病（皮膚炎）に準ずる疾病（同条第6号の疾病）となる（本基準6号の「5号に準ずる疾病」の説明欄の2及び注25を参照）。
- 2 潜水による水圧、重量物の圧挫、号砲ピストルなどの爆発音、その他強圧力のための鼓膜損傷、カマイタチによるものなどが該当する。
- 3 次のもの及びこれらと同種と解されるものが該当する。  
(1) 鉄棒、剣道あるいは農作業などによって生じた「マメ」  
(2) 柔道などの際の摩擦によって生じた「耳介血腫」  
(3) 遠足、マラソン、登山などによって生じた「靴ずれ」
- 4 自然現象としての電撃あるいは、高圧電流に触れるような場合が該当する。
- 5 苛性ソーダ、苛性カリなどの強アルカリに触れたような場合が該当する。
- 6 プール消毒の残留塩素や光化学スモッグによる目、鼻、咽喉などの傷害が該当する。
- 7 犬、猫、鼠、蛇、ムカデなどの動物に咬まれた場合、あるいはハチ、サソリなどに刺された場合が該当する。
- 8 外傷は、例えば、骨折、捻挫、脱臼、創傷、火傷等をいう。  
内部損傷は、例えば、肝臓、脾臓、腸管の破裂などの内部組織の損傷をいう。
- 9 半月板損傷、靭帯損傷、膝関節内障、筋断裂・挫傷などが該当することとなる。
- 10 義歯あるいは体内に留置、置換された人工骨・関節・管などの類の特定治療材料は、生体の一部に近いものと解することが妥当であることから、特に負傷とみなしたものである。
- 10-2 学校でのいじめ、体罰等が原因となったことが明らかな学校外での自傷

行為による負傷などが該当する。ただし、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和を原因とする場合は含まない。

なお、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の自己の故意による負傷については、「高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の『故意』の取扱い」による。

- 1 1 学校給食に起因する、あるいはその疑いのある集団食中毒が発症した学校・保育所等の児童生徒等に、発熱・下痢など食中毒様の症状が発症し、受診させた結果、食中毒関連以外の病名（例えば、感冒など）が付された場合は、食中毒の疑いとして受診させたことにかんがみ、それが短日（1～3日程度）の診療日数のものであれば、「食中毒の疑」と解し、特に本条項号に該当する疾病として認めるものとする。

中毒患者等からの二次感染者の給付の認否については、本部において行うものとする。
- 1 2 迷入した事実があれば迷入した異物を取り出すために要する費用を医療費として認めるものである。
- 1 3 角膜、結膜に損傷を生じたものばかりでなく、砂、ほこり、その他の異物の迷入が認められる場合は、疾病を含めて該当するものである。
- 1 4 発生の状況から、給食等に起因するものか否か疑義の生ずるもの（給食等を摂取した時間と発症の時間の関係から、因果関係に疑義の生ずるものなど）等は、診療担当医師の所見により判定する。
- 1 5 理科等の実験実習、文化祭等の行事の際の理科クラブ（部）等の実験実演中などにおいてメチルアルコール等の誤飲があった場合などが該当する。ガス、蒸気、微粉などを吸った場合も含める。理科実験用薬品、工業用薬品だけでなく農業用薬品も含め認める。
- 1 6 暖房用ガス、その燃焼によって生成した一酸化炭素などによるもののほか、光化学スモッグによる中毒症状が現われた場合も該当する。したがって、購買部当番、図書部当番などの場合における暖房などの中毒も該当することとなる。

また、建物等の塗料溶剤、接着剤に含まれる化学物質を原因として、いわゆるシックハウス症候群と解される症状が学校の管理下で発生した場合は、当該学校・保育所等の児童生徒等が吐き気、頭痛、呼吸器系疾患などに至る程度のものについて給付の対象とする。
- 1 7 学校給食等を摂取した直後に、その飲食物が原因となって発病したと認められる中毒因子の影響が強い急性蕁麻疹を給付の対象とするものである。したがって、治療期間は長くとも数週間以内のものであり、慢性型のものとは給付の対象とならない。
- 1 8 学校給食等を摂取した直後、腹部の激痛などにより受診し、腹痛、急性胃炎、急性腸炎などの病名が付されたもの。胃粘膜の表面に飲食物が直接に、物理的あるいは化学的刺激として作用したものと考えられる一過性の腹部痛であり、数日で治癒となるものが該当する。
- 1 9 発生状況から疑義の生ずるものは、診療担当医師の所見により判定する。

なお、プール性結膜炎や水泳による中耳炎などには、風邪様の症状（咽頭や鼻

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

の疾患など)が合併することがあると思われるが、これらは除かれるものである。

20 「農夫肺」とは、農業実習などの農作業中、ほこり・かびなどを吸入したことにより、これに付着していた細菌又は真菌による感染症などをいうものであるが、これに類するものは、給付の対象とする。

21 学校プール開設期間に見合う時期に発病し、学校プールによるプール性結膜炎と認められたものを給付の対象とする。

22 水泳の飛び込み、潜水などの際の水圧による鼓膜の穿孔から病原菌が侵入して感染したと認められるものは、従前から負傷に起因する疾病(省令第22条第8号)として給付の対象としているところであるが、鼓膜の穿孔などが必ずしも明らかでなくとも水泳によって外耳道などから病原菌が侵入して感染したものと認められるものは、給付の対象とするものである。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第22条⇒P. 51**

23 ウイルス性感染症は、その因果関係の立証に難しい面があるので、給付の対象となるものが少ないが、例えば、看護実習において感染したとされるウイルス性肝炎などの場合は、現実に患者の看護に当たり、発病の原因としてその患者からの感染以外あり得ないと認められるものは給付の対象とする。

なお、誤って、患者に使用した注射針により負傷し、その傷口から感染した場合は、負傷に起因する疾病(省令第22条第8号)として従前から給付の対象としているところである。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第22条⇒P. 51**

24 本基準の前記第5号の説明欄の(4)の薬品による皮膚炎に準ずるものとして認めるものである。

ただし、予防接種法の予防接種健康被害者救済制度の対象となるものは、施行令第3条第4項の規定により、センターの給付との調整が行われる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

25 この発症は、個人的素質の影響が強いと思われ、また、保健室や家庭での療法で治まるものがほとんどであると解されるが、中には症状が重く、医療を要するものもあるようであるので、これらのものを給付の対象としようとするものである。

26 「外部要因による身体的な衝撃」とは、外部的な原因によって身体に加えられた物理的な力をいう。

「外部要因による精神的な衝撃」とは、外部的な原因によって急激に起こる恐怖、驚愕などの心理的な激動をいう。

27 発生した疾病と外部衝撃との因果関係の把握は、原則として「診療担当医師の見解による」こととしているが、発生した疾病のすべてについて医師の見解を求めることは、給付審査の実情に添わないので、一般的には、災害発生状況、疾病名などから外部衝撃に起因することが明らかな疾病であると認めることが妥当であると解される場合は、特に医師の見解をたださずに処理し、因果関係について疑義のある場合のみ医師の見解によることとする。

28 初診当初は、給付の対象となる傷病名が付されていたが、診療過程の諸検査の結果、給付の対象とならない疾病であることが明らかになった場合は、その疾病名が確定するまでの間の医療費は給付の対象とする。

- 29 外部衝撃によって素因の疾患などが発症した場合は、急性症状に相当するものと認められる部分についてのみ本号該当となる。

したがって、精神的な衝撃によって「てんかん」発作を起こしたような場合は、その発作に対して行われた医療のみが給付の対象となる。ただし、その治療上、既往症・基礎疾患の治療を要すると認められるものについては給付の対象とすることもある。

- 30 「肺疾患その他の内臓疾患」とは、特発性気胸、肺気腫などの肺疾患その他の内臓疾患をいうものである。

「筋、腱、骨、関節の疾患」とは、椎間板ヘルニア、大腿骨頭沁り症などをいうものである。

- 31 ここにいう「身体的又は精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害など」とは、実際に、若しくは危うく死ぬ若しくは重傷を負うような出来事を一度又は数度、又は自分若しくは他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、若しくは直面するとしたことによる精神障害などをいう。

例えば、大規模事故災害、犯罪被害等による凄惨な事故現場に居合わせて、目撃するとしたことによるものが含まれる。

なお、自身が危険を体験し、目撃したものではないが、他の人が実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事による混乱の場に自分が居て、異常な感情を共有した者が発症した精神障害などについても給付の対象とする。

- 32 「急激な運動」とは、投球、疾走、跳躍など運動の種類を問わず、急激な動作を伴う運動をいう。

- 33 「相当の運動量を伴う運動」とは、運動の種類を問わず、「相当の負荷が身体に加わる運動」をいう。したがって、「相当の運動量を伴う運動」の中には「急激な運動」も含まれるが、「急激な運動」は、負荷の身体への加わり方が比較的瞬間的であるものをいい、負荷の身体への加わり方が持続的あるいは断続的であるものと区分しているものである。

なお、これらの運動と同程度の負荷が身体に加わる動作行動、活動についても、ここに規定する運動に含まれる。

- 34 因果関係の把握に関する原則的な事項は、「外部衝撃に起因する疾病」の場合と同趣旨であるが（注27参照）、「外部衝撃」が瞬間的なものであるのに対して、ここに規定する運動の場合は、負荷が持続的、断続的に身体に加わった場合も含まれるので、クラブ・部活動などで相当期間運動を継続したために発症したような疾病についても本号に該当するものと認められる。

- 35 注34と同趣旨である。また注28は、ここでも同じ取扱いとなる。

- 36 注30と同じ。

- 37 身体に相当な負荷が加わって発症したものであると認められる筋、腱、骨、関節などの疾病の取扱いについて留意すべき事項を掲げるとおおむね次のとおりである。

(1) 学校の管理下において急激な運動を行って疾病を発症した場合、あるいは相当の運動量を伴う運動を持続的に行って、又は、ある期間断続的に行って疾病の発症をみた場合は、本条号に該当するものと認められるが、学校の管理下だけでなく、学校の管理下外においても社会体育的活動などを継続的に



独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

行っている児童生徒等の場合、疾病が学校の管理下における運動中に発症しても、その原因の所在の把握について疑義が生ずるが、学校の管理下において上述のような運動を行っている者である場合は、学校の管理下外における体育活動等の実施状況に関わりなく本条号に該当するものと認めることとする。

- (2) 学校の管理下における急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動を持続的あるいは断続的に行ったことにより、素因的あるいは既存の疾病の発症をみた場合は、当該運動により疾病を増悪したものと認められる部分あるいは急性症状に相当するものと認められる部分についてのみ本条号に該当するものと認める。ただし、治療上、既往症、基礎疾患の治療を要すると認められるものについては給付の対象とすることもある。
- (3) 本条号に該当する疾病は、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動により、身体に負荷の加わった部位に当該負荷によって発症したものと認められる筋、腱、骨、関節など運動系の疾患あるいは当該負荷の加わったことと密接な関係をもって発症したものと認められる神経系の疾患などである。

これらに該当するものと認められる疾病について若干例を示すと次のとおりである。

- ア 疾走により発症したアキレス腱炎、腱鞘炎、大腿筋痛、筋けいれん、筋れん縮症、過労性筋炎など
- イ 野球練習の継続により発症した野球肩・肘、肩・肘関節周囲炎など
- ウ 体操練習の継続により発症した椎間板ヘルニア、根性坐骨神経痛、膝関節炎、膝関節水腫など
- エ 跳び箱、走り幅跳びなどの着地時に発症した大腿骨頭沁り症など

3 8 ここにいう「心身に対する負担」は、その心身への負担の加わり方について、身体的な運動のあることを必要要件としていないので、疾病発生の原因に激しい運動あるいは相当の運動量を伴う運動がなくても、学校の管理下における何等かの事象が当該者に負担として加わり、これが累積して疾病の発生をみたものと認められる場合は、給付の対象として差し支えないものである。

3 9 注27と同趣旨である。

4 0 注27と同趣旨である。

4 1 (1) 「儀式等」とは、入学式、卒業式、始業式、終業式、国民の祝日における儀式、朝会、運動会、競技会などの開会式、閉会式などの儀式あるいはこれに類するものに限らず、実習、見学その他教育活動全般をいうものであるから、教育活動中に「長時間起立しあるいは暑熱の中にあつた」状態があり、その結果、脳貧血あるいは起立性調節機能障害の発症をみた場合は、給付の対象として差し支えないものである。

(2) 「調節機能障害」とは、生まれつき血管系統全般の緊張が弱く、血圧の調節が円滑に行われなため、立ちくらみ、目まい、動悸、脳貧血などの循環器症状を現わすもので、先天的な心臓病、その他の疾病がない場合、これを循環器神経無力症と呼び、学童期におけるこれらの症状を、特に起立性調節機能障害と呼ぶものである。

4 2 過労は、疲労が蓄積されて慢性化し、短期間の休養で回復し得ず、健康障害

を伴う状態になったものであり、心身に対する負担の累積状態から生ずるものであることから、心身に対する負担の累積が起り得る教育活動として乗船実習、登山を例示し、これらに参加した結果生じた過労を給付の対象とする疾病として認めるものである。

- 4 3 風邪症候群（風邪・感冒）やその増悪などの呼吸器系疾患は、平常の教育活動と活動の形態を異にする遠足・修学旅行、スキー・スケート教室、部活動の合宿などの野外での活動中におけるものに限り、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」として給付の対象とする（平常の教育活動、休憩時、通学時におけるものは対象外）。

これは特に遠足・修学旅行の場合は、その活動中（行動中）は、平常の学校生活とは異なる環境におかれていることから、平常の教育活動に比して種々の「心身に対する負担」があるものと考えられ、また、一方、学校等においては帰校するまでの間、児童生徒等の健康管理上の全責任を負っているものであることなどを考慮し、前記の「災害発生の場合」に限り、特に給付の対象とするものである。

なお、遠足・修学旅行等が終了して帰校又は帰宅後にその症状が顕著に現われることもあると思われるが、この場合は遠足・修学旅行中などにおいて、寒気、熱っぽさ、頭痛、せき・くしゃみ・鼻水など、風邪の前駆的症狀が認められているもので、遅くとも翌日中に受診したものであること。

「風邪」の取扱いとの均衡上、今後は前記の風邪の「災害発生の場合」と同様の場合に発症した心臓系疾患（心不全など）、中枢神経系疾患（脳内出血など）その他の既往症（てんかん・ぜんそくの発作、腰痛などの慢性的疾患）の発病については、風邪の場合に準じ、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」として給付の対象とする。

ただし、前記の素因的疾患及び既往症の発病の場合の治療の範囲は、原則として、その発症前の状態に回復させるためのものに限る。

また、前記の遠足・修学旅行などの場合に、急性蕁麻疹、腹痛、急性胃炎、急性腸炎などを発病して受診した場合、これが学校・保育所等が支給した食事等によるものか否か明らかでない場合も（明らかと認められる場合は、前記1号に準ずる疾病に該当）「心身に対する負担の累積に起因する疾病」として給付の対象とする。

- 4 4 ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。

例えば、いじめ、体罰等を給付の対象とする。

- 4 5 教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記注4 4でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。

- 4 6 注2 7と同趣旨である。

- 4 7 注2 7と同趣旨である。

注2 8は、ここでも同じ取扱いとする。

- 4 7 - 2 「特別な事実」とは、「いじめ」、「体罰」等をいい、教師の適正な指導、児童生徒の成績不振及び児童生徒の学校生活における通常の対人関係による不和は含まない。

- 4 7 - 3 「行為又はその結果に対する認識のないような場合」とは、例えば、精

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合をいう。

したがって、「行為又はその結果に対する認識のないような場合」に該当するか否かの判断に当たっては、精神科等への通院中である者については診療担当医師の見解によることとし、医師の明確な見解を得られない場合は、災害発生状況、災害発生前における学業への参加の状況、精神障害等の疾病の経過などから、総合的に判断することになる。

- 47-4 (1) 故意の死亡等の原因がいじめによると疑われている場合には、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」に学校の設置者等が行うこととされている調査に係る結果を踏まえて判断する。

また、故意の死亡等の原因がいじめ以外であると疑われている場合であって、学校の設置者等が、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づき、第三者調査委員会を設置して調査を行っているときには、当該調査結果を踏まえて判断する。

上記の学校の設置者等が行った調査結果において、故意の死亡等の主な原因が、いじめ等と認められている場合には、通常、当該いじめ等により、当該高校生等に「強い心理的な負担」が生じていたものと推定して差し支えないものとする。

- (2) 上記(1)の第三者調査委員会による調査が行われておらず、学校の設置者から報告される事件の具体的内容において「強い心理的な負担」がいじめ等により生じたことについて疑義が存すると認められる場合には、当該設置者に診療担当医師等の見解の提出を求める。

- 48 一般的に突然死は、急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血（運動・競技中に起きた頭蓋内出血でも、特別な外因（事故）が見当たらない場合も含む。）等が直接死因とされたものであり、入水中のものも含まれる。

- 49 外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身の負担の累積については、本「災害共済給付の基準」の前項、省令第22条第7号の「説明」欄を参照のこと。

また、本文「また書き」の体育種目の中等度の運動とは、鉄棒・とび箱遊び、幅とび、高とび、遅いスピードのランニングなどをいい、強い運動とは、短距離走、持久走、鉄棒・マット運動などをいう。本来、これらの運動等の運動量の多少（距離やスピードなど）等によって突然死の起因となるに足りる「急激な運動」若しくは「相当の運動量を伴う運動」があったか否かを判定するものであるが、これらの運動量等の態様は種々雑多であり、これを計測したり、規準や標準を制定することは困難である。したがって、現に体育実技や運動部の活動、休憩時間などにおいてそれらの運動等を行っていたときに発症したものについては、「急激な運動」若しくは「相当の運動量を伴う運動」があったものと認めるものとする。

なお、体育実技を受けるための移動中（歩行中など）や準備運動（簡単な体操）などは急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動等に該当しない。これらに該当しない場合の突然死は、本文「2 運動などの行為と関連のない突然死」の項の該当となる。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第22条⇒P. 51**

50 本条項に該当するものと同じ状況で心疾患、中枢神経系疾患が発症し、死亡に至らなかった場合でも、本条項該当として医療費は給付の対象となる。また、障害が残った場合は、障害見舞金も給付の対象となる。

51 本条項に該当するものと同じ状況（外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身の負担に起因すると認められる場合以外の場合）で心疾患、中枢神経系疾患が発症し、死亡に至らなかった場合は、本条項はもちろんいづれの条項にも該当しないので、医療費も障害見舞金も給付の対象にならない。

52 給付の基準上に示されていないが、当条項の各号の場合に該当するものとして認めることとされているものに「健康学園・養護学園」があり、その取扱いは次のとおりである。

「健康学園・養護学園」は、教育委員会が管下の学校に在籍する身体虚弱児童等を対象として保養地などに開設する施設であり、長期間（おおむね6か月以上）当該施設に児童等を収容して学校教育を行うものである。

これらの施設は、教育委員会管下の特定の学校に併置する特別支援学級の形式をとりながら、収容児童等の学籍は、それぞれの在籍学校に残しておく場合があるため、その給付上の取扱いに疑義の生ずる面もあるが、このような変則的な形をとることもやむを得ないものと解されるので、児童等の学籍が当該学園を併置する学校に移されない場合においても、当該学園収容中を学校の管理下の各場合（施行令第5条第2項各号）に該当するものと認めることとする。

なお、当該学園の学校の管理下の取扱いは施行令第5条第2項各号に係るので、給付基準本文の上にはこれを示さず、この注によって処理することとする。

**㊦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

53 ここにいう学習活動には、自然体験や社会体験、観察・実験、見学や調査などの学校内外での学習活動が含まれる。

また、教育課程に基づく授業としてこれらの学習活動を行う場合においては、原則的には教師の直接の引率や監督指導がなされるものと思われるが、学習形態の多様化等により、教師の直接の引率等が困難な場合も想定されることから、このような場合にあっては、児童生徒が学習活動を行う場所の距離や実施時間、児童生徒の発達段階などの実態等を勘案し、教職員の協力を基本として、安全管理体制についての配慮等が講じられ、教育計画に基づいて適切な指示や指導がなされていると解される場合は、「授業を受けている場合」とする。ただし、児童生徒が学校の指揮下を著しく離れた場合を除く。

なお、学校外で学習活動を行う場合、このための移動は合理的な経路及び方法によること。

54 この時間帯に、許可を得て、忘れ物などのため学校と住居等との間を往復する場合は通学とする。

55 「学校間連携」は、連携実施校（生徒が在籍する連携元の学校）と連携協力

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

校（生徒が学習することとなる連携先の学校）とが協議し、両校間の連携協定を定めるとともに、両校の教員で組織する連携委員会を設置して、生徒の学習の進度等について把握することとし、連携実施校の校長が、連携協力校における生徒の科目履修を許可するものである。

したがって、校長が許可した教科・科目の履修中が災害共済給付の対象となる。

なお、校長の許可は、他校で履修する教科・科目のほか履修期間・時間帯等が明示されると思われるが、履修する教科・科目の始業直前の時間帯及び終了直後の時間帯（業間休憩時等に相当する時間帯）は、校長の許可した時間帯に含むものとする。

また、通学の取扱いは、施行令第5条第2項第5号、省令第26条第2号の「説明」欄の1の（6）の項を参照のこと。

### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27

#### 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令第26条⇒P. 52

56 この場合は、「学校間連携」と同様、連携を希望する高等学校が専修学校等と協議し、両校間の連携協定を定めるとともに、両校の職員で組織する連携委員会を設置して生徒の学習の進度等について把握することとし、学校長が自校の教育課程に位置づけられている科目の一部として、専修学校等での特定の科目の履修を認めるものである。

したがって、校長が認める科目の履修中が災害共済給付の対象となる。

なお、履修する科目の始業直前及び終了直後又は通学の取扱いは、前記注55のなお書き以下に準じる。

57 職業資格付与のための試験や実践的技能・技術の能力の検定等を目的とした検定試験、いわゆる「技能審査」には、高等学校における教育との関連が深いものとして次のようなものがある。

- (1) 電気主任技術者・自動車整備士・海技士・准看護師等の公的な職業資格付与のための試験
- (2) 日本英語検定協会等の団体において実施する文部科学大臣認定の技能審査
- (3) 全国商業高等学校協会、全国工業高等学校長協会、日本学校農業クラブ連盟、全国高等学校家庭科教育振興会等が実施する技能検定
- (4) 都道府県教育委員会の委託を受けた都道府県産業教育振興会等が実施する技術検定
- (5) 理科教育及び産業教育審議会答申及び臨時教育審議会第三次答申に基づく高等学校の栽培漁業教育及び造園教育に関する技術検定など。

これら一定の技能審査に合格し、特定の資格等を取得した場合に、その成果を当該技能審査との関わりの深い高等学校の教科・科目の単位数の増加単位数として認定される。

したがって、学校の教育計画に基づき、学校長の指示又は承認により、教師の適切な指導の下に、学校が単位認定の対象とする技能審査（検定等）を受けているときを災害共済給付の対象とするものである。

なお、技能審査の実施直前及び終了直後の時間帯、また、その往復の取扱いについては、注55のなお書き以下に準ずる。

58 「学校間連携」等の場合の給付金支払請求の方法等

災害報告書は、生徒の在籍校の校長が作成して証明し、給付金は当該校長（当該学校の設置者）が請求するものであるが、その取扱いは、注95（高等学校の生徒が技能教育施設における災害について災害共済給付を受ける場合）に準ずるものとする。

59 幼稚園においては、「幼稚園教育要領」において教育課程の編成は「幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする」とされていること、また、「1日の教育時間は、4時間を標準とすること。」とされているものの、そのただし書で、「幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。」とされていることから、この趣旨に基づいて実施されるいわゆる「延長保育」については、幼稚園の教育時間の範囲内に含むものとする。

60 「学校の計画による親ばくを目的とする隣接学校間の連合運動会」については、運動会が通常学校単独の行事として行われるが、学校、地域の実情によって隣接学校が連合して行う場合もあるので、このような場合も特別活動として認める。

なお、連合運動会は、学校の編成した教育課程に基づいて行われるものであるから、その実施は学校の教育計画上に位置づけられ、教師の監督指導の下に行われることは学校が自校独自で行う運動会の場合と同様である。

61 非常災害時などに関係各方面等からの要請などにより、校長がその活動に教育的意義を認め、教育活動の一環として、教育計画に基づく適切な指示や指導の下に参加する場合はこれに該当する。

62 次に掲げるような場合のものにあつては、課外指導として取り扱わない。

(1) 学校開放と解される場合、例えば、

ア 土曜日、あるいは平日の下校後又は休日あるいは休業中、PTA等の監視の下に学校の施設（校舎、校庭、プール等）を開放した場合

イ 休日あるいは夏季休業中、学校プール、あるいは学校又は教育委員会指定の水泳場で、アの場合と同様の趣旨でPTA等の監視の下に水泳を行わせた場合

(2) 教育的意図が明確でない場合、例えば、地方公共団体、その他の団体等の行事（慰安会、娯楽会、マラソン大会、スポーツ大会、スポーツ教室等）に漫然と参加した場合

63 部活動における教師の監督指導は、放課後等の校内での活動はともかく、他校での練習試合や対外運動競技への参加においては、常時教師の直接の引率や監督指導がなされるものと思われるが、その行われる場所の距離や実施時間、生徒の発達段階などの実態等から、学校側の判断により、教師の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも、出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示や指導がなされていると解される場合は、給付の対象となる。

また、運動部の練習等が実習助手の指導の下に行われた場合については、現に当該校の校長の指示の下に行われたものである場合は、課外指導として認める。

64 学校が対外運動競技を自校の教育活動の一環として実施するに当たっては、当該校及び当該教育委員会等において、当該運動競技の実施が妥当であるか否かが検討され、教育計画に位置づけられるものと考えられることから、次の要件を

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

満たすものは、給付の対象とする。

- (1) あらかじめ学校がその責任において、指導計画をたて参加したものであること。
- (2) 解散するまでの間、児童生徒の行動等について教師の適切な指導が行われるものであること。

- 6 5 近年の生徒減に伴う教師数の減少、専門的指導力を持つ教師の確保の困難さなど運動部活動の現状から、平成9年度から、文部科学省や各都道府県において、運動部活動の指導に外部指導者の活用を図ることについて、予算上の措置等を図ることとされた。

上記の事情にかんがみ、学校の設置者等が委嘱した外部指導者の指導による運動部活動を学校の管理下の範囲に含めるものである。

この場合の運動部活動は、指導者が当該校の教師ではなく、学校の設置者等に委嘱された外部指導者であることを除けば、従前の運動部活動と同類のものであるので、当然、学校の教育計画に基づくものであることが要件となる（学校の教育計画に基づくものとは解されない外部指導者の恣意的な計画等による活動を除く。）。

- 6 6 例示以外に「子供会活動」などと呼称される校外活動で学校の教育計画に基づき教師の監督指導の下に行われたものは、本条号に該当するものと認めて差し支えない。

- 6 7 平成14年度から全面実施された完全学校週5日制等を背景に、学校や地域の実情に応じて、放課後や休業日などに、多様な主体及び方法により、補習授業や補充指導、各種講座等をはじめとする多様な学習活動を行う学校がみられるところである。

このような事情にかんがみ、放課後、休業日などに行われる補習授業や補充指導、各種講座等のうち、学校とPTA、同窓会等が協力して実施したのものについては、学校の教育計画に基づき教師の監督指導の下に行われたものは、本条号に該当するものと認めるものとする。

また、学校の教育計画に基づき教師とその補助者としての教師以外の者の監督指導の下に行われた、放課後、休業日などに行われる補習授業や補充指導、各種講座等についても本条号に該当するものと認めるものとする。

ただし、教師の監督指導を伴わず、単に児童生徒等が自学自習を行うものは、本条号に該当するものとは認められない。

なお、学校の行事予定表に明記されていない学級担任の恣意によるハイキングや海水浴などあるいは学級PTA活動としての行事は、本条号に該当するものとは認められない。

- 6 8 (1) 本来、学校プールにおける水泳は、学校としての計画はあっても、PTAなど当該校の教師以外の者が監視に当たっている場合などには、学校としての監督指導の体制が不十分あり、課外指導とは認められないものであるが、近年における学校プール使用の実態から、学校が教育計画を組み教師とその補助者としてのPTAなどの監督指導の下に行われた学校プールにおける水泳（教師が監督指導に当たることは必須要件とする。）は本条号に該当するものと認める。

なお、日直教師が本来の日直業務の片手間に指導監督に当たるようなものは、夏季休業中における学校プールの開放と解されるので課外指導とは認められない。

(2) 学校プール以外に、校庭、体育館などで(1)と同様の形で活動が行われた場合も本条号に該当するものと認めて差し支えない。

69 ここにいう「技能検定試験」とは、柔・剣道の昇段試合、そろばん・簿記・調理・被服などの検定試験を包括したものである。

なお、入学試験は、本来、個人的な事柄に属するものであり、学校の管理下とすることに疑義もあるが、学校の現状から、教師の引率監督の下に受験するものは学校の管理下とすることもやむを得ないものとする。また、「入学試験」と並んで「就職試験」をここに含めることも考えられるが、実態において相当の問題点をもつと考えられるので、具体例が生じた場合は本部に照会されたい。

70 ここにいう「特定の」とは、学校の教育計画により、児童生徒等を指定した場合をいい、学校が児童生徒等を指定して理科センターなどにおける指導を受けるよう指示した場合がこれに当たるものである。また、教育委員会が主催するぜんそく症状を有する児童生徒等を対象とした「ぜんそく対策林間学校」及び言語訓練を要する児童生徒等を対象とした「ことばの教室」等への通級は、学校が教育計画に基づく課外指導に位置づけ、その責任の下に参加させていると認められる場合はこれに該当する。これらに類する指導以外に、本項におけると同様の取扱いをすることが妥当と解される事例については、具体例について本部に照会されたい。

71 診療行為によるものを除く。

72 当該年度の卒業児童生徒等が卒業式後に、また、進学児童生徒等が入学式前に部活動等に参加した場合は、次のように取扱う。

(1) 卒業式後、3月31日までの間の卒業校での活動

卒業式前に学校長が承認し、あらかじめ当該校の教育計画(行事予定表又は部の練習計画表など)に位置づけて、当該校の部活動等に参加させたものは学校の管理下にあるものと認める(任意に登校したものは、学校の管理下にあるものとは認められない。)

ただし、学校において当該校の卒業日が、指導要録上、3月30日以前となっている場合は、当該卒業日までの活動を対象とする。

なお、当年3月31日までの間に4月以降進学予定の上級の学校の部活動に参加した場合は、学校の管理下にあるものとは認められない。

(2) 入学式前、4月1日から入学式前日までの間の進学先の学校での活動

新入学者の進学先の学校での4月1日から入学式前日までの間の部活動等の参加については、進学先の学校において入学式前に上記(1)と同様の手続きを経て参加させた場合は当該校の学校の管理下と認める。

ただし、学校において当該校の入学日が、指導要録上、4月2日以降となっている場合は、当該入学日以降の活動を対象とする。

73 ボランティア部などの部活動として平常実施されるもののほか、非常災害時などに教育活動の一環として学校の教育計画に基づく課外指導として実施される場合は、本条項号該当となる。



74 当該幼稚園において、「幼稚園教育要領」に基づく教育課程に係る教育（保育）を受ける幼児が、教育課程に係る教育時間外（通常の教育時間（教育課程に係る教育時間）の前後や土・日曜日、国民の祝日、長期休業期間中等）に行われる「預かり保育」を受ける場合が該当する。

「幼稚園教育要領」では、幼稚園の1日の教育時間は、幼児の幼稚園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して、4時間を標準とすることとされているが、各幼稚園においては、幼児の発達の状況や季節などに適切に配慮しながら教育時間を定めることとされており、この趣旨に基づいて行われる「延長保育」については、施行令第5条第2項第1号に該当するものとして認めているところである。

一方、教育課程に係る教育時間外に行われる「預かり保育」は、地域の実態及び保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に行われるものであるため、正規の教育課程に位置づけられるものではないが、幼稚園の設置者が教育課程上の教育活動との関連を十分に意識しながら、その責任と指導体制の下に計画し、実施する「預かり保育」については、幼稚園の管理下における教育課程外の教育活動として位置づけ、災害共済給付の対象とするものである。

#### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27

75 一般合理的な時間には、課外指導に遅れないためある程度の時間的余裕を持って出発したため、課外指導の時間前に到着した場合の、その到着から課外指導開始までの時間、交通機関の運行時刻との関連で、課外指導に間に合うためにはその時間に到着するしかなかった場合の、その到着から課外指導開始までの時間、あるいは課外指導終了後、下校までの時間として通常認められる時間が含まれる。

76 給付の基準本文上に示されていないが、本条号に該当するものとして認めることとされているものに「学童保育・鍵っ子学級」があり、その取扱いはこちらのとおりである。

一般的に放課後と解される時間帯あるいはこれを若干延長した時間帯に当該校の日直教師等が監督指導し、特に、「学童保育」「鍵っ子学級」などと名称を付して該当児童生徒を学校に残置させた場合は、その目的は鍵っ子対策であっても放課後の時間に該当するものを認める。

なお、この取扱いを給付基準本文上に掲げることは、市町村等が学校と関わりなく専任の指導員を置き、学校・公民館などの施設を活用して行う学童保育との混同を招くおそれがあるため、給付基準上に明記せず、この注によって処理することとする。

77 注54と同趣旨である。

78 「学校において休憩時間中に遊ぶことを認めている区域内」とは、例えば、学校に隣接する公園を休憩時間中の遊び場として学校が指定しているような場合の公園区域内のようなものをいう。この区域は休憩時間中に使用することを認めている区域であるので、校舎、校庭内とは異なり、授業中にエスケープし学校において休憩時間中に遊ぶことを認めている区域内にいた場合は「学校内にとどまるもの」とはしない。

79 通学中、保護者又はこれと同等と認められる親族が同行している場合も通学とする（ただし、この場合における災害でその原因である事故が、保護者等の故意によって引き起こされたものであるときは、第三者の行為による災害の場合と同様に解し、当該保護者等において処理すべきものとして取り扱う。）。

80 「住居」には、いわゆる「自宅」のほか「アパート」「下宿」などを含むものである。

また、次のような場合において、労働者災害補償保険法等の規定による「通勤災害」と認定され、当該法に基づく給付を受けた場合は、施行令第3条第3項の規定により、その価額の限度において給付を行わないことができる。

(1) 職場から学校へ登校する場合又は学校から職場へ出勤する場合

(2) 前記(1)の途中において、経路を逸脱又は往復を中断して日用品の購入その他これに準ずる行為を行う場合

(3) 前記(1)の途中において、経路を逸脱又は往復を中断して、病院又は診療所において、診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為を行う場合

#### ■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24

81 注80と同趣旨である。

82 注80と同趣旨である。

83 注80を参照のこと。

84 そろばん塾、ピアノ教室、スポーツ教室等が通常の場合の通常経路の近隣にある場合に限り、下校中当該塾等へ行くまでの経路は、これを通学中として取り扱い、また上述の塾等から自宅までの間は、塾等に在る時間が長時間にわたらず、かつ陽の明るい内に帰宅できるような場合は、この塾等から自宅までの間も通学中として認める。

登校途中、塾等へ立ち寄りする場合についても下校中の場合に準ずるものとする（この場合は、頻度も少なく、また塾等に在る時間は、一般的に長時間とは考えられないので、自宅から塾等までの間及び塾等から学校までの間の区分は設けない。）。

このほか、本部が認めることとなる場合に、注80の「また書き」に該当することとなる場合のあることに配慮すること。

85 自転車・自動車（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）の使用に際して法令違反等があった場合又は鉄道等を利用する際に法令違反等があった場合の取扱いは、次のとおりである。

高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒・学生の場合にあつては、たとえこれらの法令違反等があつても通常の方法とされることになるが、これらの場合の取扱いは、センターが別に定める規程による。

86 「学校が管理している寄宿舎」とは、学校あるいは教育委員会が設置し、管理規則を設けて舎監を置き、その施設及び入舎児童生徒等を自ら管理運営に当たっているものをいう。

したがって、寄宿舎における災害の審査に当たっては、管理体制、学校の児童生徒等に対する掌握、監督の状況を明らかにして、給付の可否を決定することとなる。

87 「通学する場合」及び「通学する場合に準ずる場合」に生じた障害又は死亡とこれら以外の学校の管理下に生じた障害又は死亡とは、見舞金の額を異にするので、学校外にある寄宿舎と学校との間の往復は、「通学する場合」として取り扱うことを明示したものである。

88 注80の「また書き」と同じ取扱いとなることがあることに配慮すること。

89 「合理的な経路」とは、一般的には、住居と学校外において授業若しくは課外指導の行われる場所又は寄宿舎（以下「学校外の特定場所」という。）とを結ぶ最短の道順をいうことになると解されるが、種々の事情から必ずしも最短の道順が選ばれるとは限らないので、住居と学校外の特定場所とを結ぶ「社会通念上妥当と認められる経路」を「合理的な経路」とするものである。

なお、施行令第5条第2項第4号の「通学する場合」における通学の経路については、通学がほとんど毎日反復して行われるところから「通常の経路」と規定されているが、「通学する場合に準ずる場合」にあつては、住居と学校外の特定場所との間を継続的に何回も往復することは少ないと考えられるところから「合理的な経路」と規定されたものである。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条⇒P. 27**

90 ここに掲げる事項は、特別の事情の下における寄り道、回り道の場合の取扱いについて述べたものであり、「通学する場合」における「通常の経路」の場合の取扱いと同趣旨である。

91 「通学する場合に準ずる場合」とされる住居と学校外の特定場所（注89参照）との往復は、その時々に応じて通常の通学の場合とは異なった方法がとられることが多いと考えられることから、「社会通念上妥当と認められる方法」をもって「合理的な方法」とするものである。

92 児童生徒等が自転車、原動機付自転車その他の交通機関を使用した場合について、住居と学校外の特定場所との間の距離的關係、集合時刻との時間的關係などから、その使用が妥当と認められる場合は、合理的な方法と認めることとしたものである。

93 児童生徒等が、自転車、自動車などに便乗した場合について、距離的關係、時間的關係などから便乗した理由が妥当と認められる場合は、合理的な方法と認めることとしたものである。

この取扱いは、「通学する場合」の「通常の方法」における便乗を認める条件（説明欄の3及び4）よりも抽象的、包括的に示してあるが、それぞれの場合における適宜の処置として便乗を認める趣旨に変更はない。

94 児童生徒等が、その運転する自転車、自動車等に児童生徒等を便乗させた場合は、運転者である児童生徒等についても合理的な方法と認めることを示したものであり、「通学する場合」の「通常の方法」における取扱いと同様である。

95 高等学校の生徒が技能教育施設における災害について災害共済給付を受けるについては、その在籍する高等学校においてセンターに加入していることが前提であるが、その取扱いは、次によることとする。

(1) 給付金の支払請求は、高等学校の設置者がその学校の所在する都道府県を担当するセンター支所に対して行う。

(2) 指定技能教育施設における連携措置に係る科目の教育を受けているときの

災害についての災害報告書の作成

- ア 「災害発生の場合」欄の「5 技能教育のための施設において教育を受けているとき」の項を○で囲むとともに、同欄の余白に連携措置に係る科目名を（ ）書きで記載する。
- イ 「その他参考となる事項」欄に、指定技能教育施設の所在地、名称を記載する。
- ウ 災害報告書の作成、証明は高等学校の校長が行う。
- エ 高等学校の校長は、指定技能教育施設の設置者から当該災害が技能教育施設における連携措置に係る科目の教育を受けているときに発生したものであることを確認したこと及び災害報告書の作成に必要な各事項について報告を求め、これに基づいて災害報告書を作成、証明することになるが、災害報告書の用紙を高等学校から指定技能教育施設の設置者に送付し、技能教育施設の設置者が必要事項を記載の上、災害報告書用紙右側欄外に当該設置者が、当該施設の名称、代表者氏名及び「当該災害は、指定技能教育施設における連携措置に係る科目の教育を受けているときに発生したものであることを確認する」旨を記載し、高等学校の校長に送付、高等学校の校長が記載事項について追認を行っても差し支えない。
- オ センターからの給付金の支払いは、高等学校を通じて行われるが、高等学校から受給者への給付金の交付は、直接送金のほか、技能教育施設の協力を得られる場合は、当該施設を通じて行っても差し支えないものと考えられる。
- (3) その他

指定技能教育施設のうち、事業内職業訓練所などにおける連携措置に係る科目の実習中等の場合の災害で、災害共済給付と同一の事由について、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた場合は、施行令第3条第3項の規定により、その価額の限度において給付を行わないことができる。

**■ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条⇒P. 24**

- 96 (1) 学校教育法第55条（同法第70条第1項で準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該施設の所在地の都道府県の教育委員会が指定する技能教育のための施設は、技能教育のための施設の設置者の申請に基づき、学校教育法施行令第33条に定める指定の基準に適合するものと認められた場合に「技能教育施設の指定等に関する規則」（昭和37年文部省令第8号）に定めるところに従って、指定されるものである。

**【参】 学校教育法第55条、第70条⇒P. 406**

- (2) (1) に掲げる基準に従って、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会が指定した技能教育のための施設は、洋裁、和裁、経理、簿記などの各種学校、准看護師養成所、経営伝習農場、公共職業訓練校、事業内職業訓練所などの施設である。
- 97 (1) 高等学校の生徒が、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定する技能教育施設（以下「指定技能教育施設」という。）における学習を、高等学校の教科の履修の一部とみなされるについては、高等学校の校長と指定技能教育施設の設置者とが技能教育について連携措置をとる（以下「技能連携」という。）ことが必要であるが、以下、技能連携の仕組みに

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程  
ついて若干述べる。

- ア 技能連携を行うためには、まず技能教育施設が、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定を受ける。当該施設の所在地の都道府県の教育委員会は、施設の指定を行う際に当該施設で実施する技能教育の科目のうち高等学校の校長が連携措置をとることができる科目について指定を行い、これに対応する高等学校の科目が官報で告示される。
- イ 高等学校の校長が連携措置をとることのできる科目は、「高等学校の職業に関する教科」であり、農業、工業、商業、水産、家庭、看護などの教科に属する科目が、指定技能教育施設ごとに指定されている。
- ウ 技能連携は、高等学校の校長及び指定技能教育施設の設置者が、学校及び施設の実情などを検討して適宜行うことになるが、技能連携を始めるに当たっては、高等学校の校長及び施設の設置者は、あらかじめ、指導計画その他連携措置に必要な計画を定める必要があるとともに、連携実施においては、学校は、施設における生徒の学習状況を把握するため、巡回指導や施設の行う各種の試験の結果の分析などを通じて、絶えず、施設において適切な教育が行われているか否かを確認する必要があるものと定められている。
- エ 技能連携に係る科目の単位修得の認定は、高等学校の校長が行うこととされ、認定できる単位の最高限は、当該高等学校の全課程を修了するのに必要な単位数の二分の一以内とされている。その履修に伴う成績の評価、単位認定に必要な判断は学校長が行う。
- (2) 指定技能教育施設においては、当然に、技能連携措置に係る科目以外の科目についての教育も行われるが、それらの教育を受けているときは、ここに規定されている範囲には入らない。
- (3) 技能連携措置に係る科目の学習のうち、高等学校の教科の一部の履修とみなされる部分と、それ以外の部分とを区分することは困難であると解されるので、技能連携措置に係る科目の学習中は、一貫して「高等学校の教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき」とみなすこととする。
- ただし、技能連携措置に係る科目の学習課程において、既学習分について高等学校で単位認定が行われ、高等学校の教科の一部の履修とみなされる単位のすべてを取得したことが明らかにされた場合は、それ以後の学習は「高等学校の教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき」とは認められない。
- 9 8 生徒が技能教育施設において技能教育を受けるについては、高等学校教師の巡回指導も行われるが、実質的な指導は技能教育施設の技能教育の担当者によって行われる。学校の管理下と認められる「教育を受けているとき」とは、原則的に技能教育施設で技能教育を担当する者の指導の下に、連携措置に係る科目を学習しているときである。
- 9 9 本条号の規定によって「学校の管理下」と認められるのは、指定技能連携施設における高等学校の教科の一部の履修とみなされる連携措置に係る科目の教育を受けているときに限られるものであるから、次のような場合は、「学校の管理下」として認められないものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

(1) 技能教育施設における連携措置に係る科目以外の科目その他の教育を受けているとき。

(2) 技能教育施設における行事に参加しているとき。

**附 則**

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

**附 則** (平成17年7月1日平成17年度規程第5号)

**附 則** (平成18年3月31日平成17年度規程第31号)

**附 則** (平成19年3月19日平成18年度規程第24号)

**附 則** (平成19年7月6日平成19年度規程第1号)

**附 則** (平成21年3月31日平成20年度規程第31号)

**附 則** (平成22年7月26日平成22年度規程第13号)

(施行期日)

この規程は、平成22年7月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる基準は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 施行令第5条第1項第2号の説明の欄中の3 (2) 平成16年2月27日

(2) 省令第26条第3号の内容の欄及び説明の欄中の1 平成19年12月26日

**附 則** (平成27年3月30日平成26年度規程第34号)

**附 則** (平成28年9月13日平成28年度規程第13号)

この規程は、平成28年9月13日から施行し、平成28年4月1日以降に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合について適用する。

**附 則** (平成29年4月25日平成29年度規程第1号)

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則** (平成31年4月26日平成31年度規程第10号)

この規程は、令和元年5月1日から施行し、改正後の本則の表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則** (令和4年2月8日令和3年度規程第33号)

**附 則** (令和5年3月27日令和4年度規程第83号)

**附 則** (令和5年12月4日令和5年度規程第11号)

この規程は、令和5年12月4日から施行する。

別記様式第1

事 件 調 査 報 告 書

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |             |         |       |             |                 |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|-------|-------------|-----------------|--------|
| 被災児童<br>生徒等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | フリガナ<br>氏 名 |         | 学年    |             | 性別              | 男<br>女 |
| 災害発生場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             | 災害発生の場合 |       |             |                 |        |
| 災害発生の日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 年 月 日       | 時 分     | 死亡年月日 | 年 月 日       |                 |        |
| <p>1 事件の原因別 《主たる理由を1つ選択し□にレのチェック》</p> <p>(1) 学校問題<br/> <input type="checkbox"/>いじめ <input type="checkbox"/>教師の指導 <input type="checkbox"/>体罰 <input type="checkbox"/>友人関係の不和 <input type="checkbox"/>学業問題 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>(2) 家庭事情<br/> <input type="checkbox"/>家庭不和 <input type="checkbox"/>父母等の叱責 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>(3) その他<br/> <input type="checkbox"/>病気等による悲観 <input type="checkbox"/>厭世 <input type="checkbox"/>異性問題 <input type="checkbox"/>精神障害 <input type="checkbox"/>その他 ( ) <input type="checkbox"/>不明</p> |             |         |       |             |                 |        |
| <p>2 「1」でのチェックした原因の具体的内容 《原因となった事件の発生状況及び原因を特定した理由を記載》</p> <p style="text-align: right;">※原因把握の参考となる資料がある場合は添付してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |         |       |             |                 |        |
| 原因発生の場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             | 原因発生の場合 |       | 原因発生の<br>時期 | 年 月 日～<br>年 月 日 |        |
| <p>3 学校外の生活等において特に事件の原因となるような問題はなかったか。《選択し□にレのチェック》</p> <p><input type="checkbox"/>特に問題はみられなかった。 <input type="checkbox"/>問題があった。 <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p>◆ 「問題があった。」「その他」の場合その詳細</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |         |       |             |                 |        |
| <p>4 児童生徒の既往症について。《選択し□にレのチェック》</p> <p><input type="checkbox"/>特に既往症はなかった。 <input type="checkbox"/>既往症があった。</p> <p>◆ 「既往症があった。」の場合その詳細</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |         |       |             |                 |        |

※ 記載要領については裏面をご覧ください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程

|   |                                                                                       |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | 行政上の措置等 《本件事件に関する、措置等の状況を記載》<br>(1) 行政・学校 《本件事件の関係者に係る法務局、教育委員会、学校による処分等があれば、その内容を記載》 |
|   | (2) 民事 《本件事件について、関係者間で示談・調停・裁判等を行っている場合は、その状況を記載》                                     |
|   | (3) 刑事 《本件事件の関係者について、刑事上の処分があれば、その内容を記載》                                              |
| 6 | 調査委員会等 《調査委員会等の調査結果の概要を記載、調査の別：内部調査、第三者による調査》                                         |

※調査結果に関する資料を添付してください。

記載のとおりです。

年 月 日

学 校 名

所 在 地

校 長 氏 名

※ 本報告書に記載しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。



事件調査報告書 記載要領

- (ア) 「1 事件の原因別」欄については、調査委員会等の結論に基づいて記載すること。  
なお、「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定する「いじめ」をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。  
また、「体罰」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書（同法第133条第1項において準用する場合を含む。）に規定する「体罰」をいう（ただし、学校の管理下において生じたものに限る。）。
- (イ) 「2 原因の具体的内容」欄については、学校の管理下で、どのようないじめ等があったのか、どこで行われたのか等について、具体的に記載すること。
- (ウ) 「3 学校外の生活等～」欄については、学内の担任教師等の関係者に聴取することはもとより、当該児童生徒等の保護者にも聴取し記載すること。
- (エ) 「4 児童生徒の既往症～」欄については、学内の養護教諭等の関係者に聴取することはもとより、学校医等の専門家及び保護者の意見も聴取し記載すること。
- (オ) 「5 行政上の措置等」欄については、行政、民事、刑事上の措置の状況について記載すること。特に法務局等の官署が「学校における「いじめ」に関する人権侵犯事件」として取り扱い、「要請」、「説示」又は「勧告」等の措置が取られている場合は、その内容を記載すること。
- (カ) 「6 調査委員会等」欄については、調査委員会等の結果の概要を記載する。また、調査委員会等の構成（職名、所属等）を記載すること。